

1. 平成23年第6回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成23年9月9日 開議

- 日程1 議席の一部変更
- 日程2 議席の指定
- 日程3 会議録署名議員の指名
- 日程4 会期の決定
- 日程5 議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第89号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第90号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第91号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について
- 日程10 議案第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 日程11 議案第93号 平成22年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第94号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第95号 平成22年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第96号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第97号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第98号 平成22年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第99号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第100号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第101号 平成22年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第102号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第103号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第104号 平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第105号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第106号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第107号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程26 議案第108号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第109号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第110号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第111号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第112号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程31 議案第113号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程32 議案第114号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程33 議案第115号 平成22年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程34 議案第116号 平成22年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程35 議案第117号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程36 議案第118号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程37 議案第119号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程38 議案第120号 平成23年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程39 議案第121号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程40 議案第122号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程41 議案第123号 財産の無償譲渡について（美並町白山地内）
- 日程42 議案第124号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）
- 日程43 議案第125号 権利の放棄について
- 日程44 議案第126号 工事請負変更契約の締結について（ケーブルテレビ情報通信機器更新工事）
- 日程45 議案第127号 工事委託協定の締結について（特環 美並中央クリーンセンター機械・電気設備工事委託業務）
- 日程46 報告第15号 財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程47 報告第16号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程48 報告第17号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程49 報告第18号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程50 報告第19号 株式会社イーグルの経営状況の報告について
- 日程51 報告第20号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程52 報告第21号 平成22年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程53 報告第22号 専決処分等の報告について
- 日程54 議報告第5号 諸般の報告について（議員派遣報告）

日程55 議報告第6号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成23年4月・5月・6月分
一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計等〕）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	上村 悟	2番	田中 康久
3番	森 喜人	4番	田代 はつ江
5番	野田 龍雄	6番	鷺見 馨
7番	山田 忠平	8番	村瀬 弥治郎
9番	古川 文雄	10番	清水 正照
11番	上田 謙市	12番	武藤 忠樹
13番	尾村 忠雄	14番	渡辺 友三
15番	清水 敏夫	16番	川嶋 稔
17番	池田 喜八郎	18番	森藤 雅毅
19番	美谷添 生	20番	田中 和幸
21番	金子 智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	鈴木 俊幸
教育長	青木 修	市長公室長	田中 義久
総務部長	服部 正光	健康福祉部長	布田 孝文
農林水産部長	野田 秀幸	商工観光部長	蓑島 由実
建設部長	武藤 五郎	環境水道部長	木下 好弘
教育次長	常平 毅	会計管理者	山下 正則
消防長	川島 和美	郡上市民病院 事務局長	猪島 敦
国保白鳥病院 事務局長	日置 良一	郡上市 代表監査委員	齋藤 仁司

市長公室
情報課長 遠藤正史

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	丸井秀樹
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） 皆さん、おはようございます。郡上おどり、白鳥おどりも閉幕をいたしまして、まだまだ残暑厳しい中でございます。

また、紀伊半島では、多大なる台風の影響で甚大な被害が出ておるようでございます。お見舞いと御冥福をお祈りしたいと思います。

本日は、全議員の御出席であります。また、日置市長初め執行部も御出席いただいております。よろしく願いをいたします。

ただいまから平成23年第6回郡上市議会定例会を開会いたします。

本定例会は、議案41件、報告8件であります。どうかよろしく御協力のほどをお願いいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

◎議席の一部変更及び議席の指定

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程1、議席の一部変更、日程2、議席の指定を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、日程1及び日程2を一括して行います。

今回、当選されました上村悟君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部の変更をいたします。

5番 鷺見馨君を6番、4番 野田龍雄君を5番に、3番 田代はつ江君を4番に、2番 森喜人君を3番に、1番 田中康久君を2番に、それぞれ変更をいたします。

今回新たに当選されました上村悟君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、1番に指定をいたします。

なお、上村悟君の所属委員会は、委員会条例第8条第1項の規定により産業建設常任委員会、行財政改革特別委員会、市有林管理特別委員会としましたので、報告をいたします。

変更、指定した議席及び委員会は、お手元に配付をしてありますので、議席表及び委員会名簿のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、ここで、今回、高鷺選挙区補欠選挙において御当選になりました上村悟君から自己紹介をお願いいたします。

1番 上村悟君。

○1番（上村 悟君） どなたもおはようございます。ただいま議長さんから御紹介いただきました、

さきの地元の議員が1名欠員になりましたので、私かわってわずか数カ月であろうと思いますけれども、皆さんと一緒に議会に携わっていきたいというふうに思っております。

昔、少し村の議員をやったといいながら、本当に8年間という長い空間がありますので、議会のことについても全く初心者と同じでございますし、いろんな発言、また、間違い等についてもたくさんあると思いますけれども、ひとつ皆さんにはやさしく御指導いただきたいというふうなことを思っております。

先ほど、朝この議場へ入ってきて、本当にこの新鮮な、こんなすばらしい議場の中で、私が数カ月でも席が置けるということについて、本当に改めて感謝をしながら、議員の責任の重さについても痛感したのであります。

本日、お集まりの市の幹部の皆さん方、それから、議員の先輩諸氏に今後とも御指導いただきますことをよろしく願いをして、ごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

それでは、市議会議員として、郡上市の発展のためによりしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には14番 渡辺友三君、15番 清水敏夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池田喜八郎君） 日程4、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る9月2日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日9月9日から10月5日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月9日から10月5日までの27日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

代表監査委員におかれましては、大変御多忙のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。なお、齋藤代表監査委員におかれましては、このたび長年にわたり監査の職務に精励さ

れた功績により、全国都市監査委員会表彰を受賞されましたので御報告いたします。まことにおめでとうございました。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 開会に当たり、ここで、日置市長よりごあいさつをお願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成23年第6回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提案説明を申し述べます。

本日、平成23年第6回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

本年3月11日に発生しました東日本大震災からもはや半年が経過しようとしております。やっと復旧、復興への動きが見えてきたとはいうものの、まだまだ道は遠いようであります。被災地の皆様には、一日も早い復旧、復興ができますようにということをお祈り申し上げたいと思います。

さて、国政におきましては、菅首相の退陣、野田新首相、新内閣の誕生など、8月末から9月初めにかけて大きな動きがありました。今後の国政の動きを注視しながら、市といたしましても適切な対応に努めてまいりたいと思います。

それでは、議案の説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げたいと存じます。

1点目は、来年開催されます第67回国民体育大会「ぎふ清流国体」並びに第12回全国障害者スポーツ大会「ぎふ清流大会」に関することであります。

開催まで、あと1年余りとなりました。郡上市は、清流国体・相撲競技の会場となりますが、先月8月21日には合併記念公園特設相撲場において、国体リハーサル大会を兼ね、第50回全国教職員相撲選手権大会が開催されました。

また、同会場において、8月27日には、第2回全国女子相撲郡上大会が、翌8月28日には、第61回東海相撲大会並びに第14回東海少年相撲大会が開催され、国体相撲競技会場として一定のPRができたと考えております。

今回の一連の大会の経験を検証しながら、本番へ向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、お忙しい中、各大会を観戦していただきまして、御礼を申し上げます。

2点目は、先月8月23日に発生いたしましたゲリラ豪雨の被害についてであります。和良町や八幡町の一部地域において、ごく短時間のうちに局所的な豪雨に見舞われ、民家において床上浸水1戸、床下浸水10戸などの住宅被害や農地の冠水——水をかぶるということがございますが、農地

冠水などの被害が発生いたしました。

さらに、2日後の8月25日には、国道472号沿いの明宝奥住地内で土砂崩れが発生し、一時通行どめとなるなど市民生活に影響を与えました。人命にかかる被害がなかったことは不幸中の幸いでありましたが、被災されました市民の皆様には心からお見舞いを申し上げるものでございます。

なお、9月に入って来襲いたしました台風12号は、北上のコースが大幅に西寄りとなったことにより、幸い、郡上市においては甚大な被害は免れたものの、三重県、和歌山県、奈良県を初めとして、平成に入って最悪とも言われる深刻な台風被害を全国各地にもたらしました。お亡くなりになりました犠牲者に哀悼の意をささげるとともに、被災者に心からのお見舞いを申し上げる次第であります。

また、ただいまごあいさつがございましたが、今般の補欠選挙によりまして、新たに郡上市議会議員となられました上村悟議員には、今後の御活躍を心から祈念を申し上げ、また御指導を賜りたいというふうをお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今議会に提案をいたしました議案につきまして、順次その概要を申し上げます。

まず最初に、条例5件についてであります。

議案第87号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、実証運行をいたしております高鷲地域、美並地域及び和良地域の巡回バスについて、有償による本格運行を開始すること及び石徹白線の起点を変更することに伴い、路線名、運行区間及び料金等の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第88号は、郡上市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における寄付金税額控除を拡大する等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第89号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

白鳥泉町公園の新設に伴い、名称及び位置等に関する規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

議案第90号は、郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を改めるため、この条例を定めるものであります。

議案第91号は、郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定についてであります。

都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制等、保存のために必要な措置を定め、当該地区の伝統的な景観を保存するため、この条例を定めようとするものであります。

次に、議案第92号は、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてであります。

組合の事務所の位置の表記を改めること及び組合の議会の組織について、組合議員のうち組合市町村の町村の長を代表するものの選任方法を改めるため、この規約を定めようとするものであります。

次に、議案第93号から議案第116号までは、平成22年度郡上市一般会計から平成22年度郡上市病院事業等会計に至るまでの全部で24会計の決算認定についてであります。

齋藤代表監査委員と清水正照監査委員には、6月29日から8月9日までの期間に16日間という大変長い日数をかけて膨大な帳票のチェックから現場確認に至るまで、精力的に決算の監査を行っていただきました。まずもってこのことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

議員各位には、今議会において、決算認定の御審議を賜りますが、慎重な御審議の上、何とぞ認定をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第117号から議案第122号までは、平成23年度郡上市一般会計予算ほか5会計の予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしまして、歳出では、現年補助災害復旧事業、これは公共土木施設の災害復旧事業でございますが、いわゆる凍上災——凍結の凍という字に、上下の上、それから、災害の災と書きまして、凍上災と申しますけれども、厳しい寒さが原因で道路舗装面にひび割れなどが発生する災害のことでございますが、この凍上災による災害復旧事業でございますけれども6億6,340万円、それから、有害鳥獣捕獲奨励金事業3,000万円、県単土地改良事業1,755万円、郡上市産材住宅建設等支援事業700万円、消防施設整備事業838万2,000円、住宅用太陽光発電システム設置補助事業240万円、安心こども基金事業として、安心こども基金文庫の設置ほか7事業で749万6,000円の追加計上、一方、I P音声告知放送システム整備事業で6,768万9,000円の減額計上等でございます。

一方、歳入では、以上の財源といたしまして、繰越金6,497万5,000円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金といたしまして4億4,248万7,000円、市債1億6,540万円などが主なものであります。

以上、歳入歳出それぞれ7億1,103万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計では、レセプト点検端末の更新により21万円の増額、簡易水道事業特別会計では、施設改良事業により250万円の増額、介護保険特別会計では、平成22年度介護給付費・地域支援事業等の精算により3,284万6,000円の増額、ケーブルテレビ事業特別会計では、整備基金への積み立て、I P音声告知システムの事業費確定により1,298万5,000円の増額、後期高齢者医療特別会計では、平成22年度広域連合負担金の精算により2,266万7,000円の増額をそれぞれ歳入歳出について行うものであります。

次に、議案第123号は、財産の無償譲渡についてであります。地縁団体認可に伴い市名義となっております美並町下荻安自治会所有の土地を当該自治会に移そうとするものであります。

議案第124号も同じく財産の無償譲渡についてであります。地縁団体の認可に伴い市名義となっております美並町下田自治会所有の土地を当該自治会に移そうとするものであります。

議案第125号は、権利の放棄についてであります。美並町にあります医療法人春陽会慈恵中央病院が、平成19年に施行された第5次医療法改正に伴い、平成24年4月1日付をもちまして、もちろんこれは予定であります。4月1日付をもって出資持ち分の定めのない特定医療法人へ移行するに当たり、他の出資者6名すべてが出資金に対する払い戻し請求権を放棄されたため、郡上市も払い戻し請求権を放棄しようとするものであります。

議案第126号は、工事請負変更契約の締結についてであります。ケーブルテレビ情報通信機器更新工事について変更契約を締結するものであります。

最後に、議案第127号は、工事委託協定の締結についてであります。特環美並中央クリーンセンターの機械・電気設備工事委託業務について、委託協定を締結しようとするものであります。

以上が本議会に提案いたしました議案の概要でございます。このほか、財団法人郡上八幡産業振興公社等第三セクターの経営状況に関する報告が6件、平成22年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告が1件、専決処分、内容は、和解及び損害賠償の額の決定でございます。この報告が1件ございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明いたしますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつ並びに議案の提案説明といたします。平成23年9月9日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

◎議案第87号から議案第92号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程5、議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例から、日程10、議案第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてまでの6件を一括議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第92号までの6件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に、要旨について説明をお願いいたします。

それでは、議案第87号について説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、実証運行を現在しております高鷲地域、美並地域及び和良地域の巡回バスについて、有償による本格運行を開始すること及び石徹白線の起点を変更することに伴い、路線名、運行区間及び料金等の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改正する条例の本文でございます。第2条の表を次のように改めるといってございまして、ちょうどこの1ページ目の一番下にあります鮎立線以降の7路線をこのほどこの自主運行バスに追加をしていくということと、それから、上から7番目に石徹白線がございますが、ここの白鳥町の起点が変更になってございます。

そのほか2ページ以降に改正の本文を掲載し、料金表等についても掲載させていただいておりますが、4ページ以降の新旧対照表のほうで概要につきまして御説明させていただきたいと思っております。

新旧対照表の1ページにあります今ほどの石徹白線でございますが、こちらは、従来起点が白鳥町白鳥160番地3であったものを白鳥38番地1にするということで、これは長良川鉄道の白鳥駅から白鳥庁舎に変更するものでございます。

その2ページ以降にありますこの7路線が鮎立線、美並北ルート、美並南ルート、美並八幡線、土京線、鹿倉線、田平・美山線、この7路線が今般追加をさせていただきます。

第3条につきましては、この自主運行バスには従来9台と規定しておりましたが、12台ということで増設をすることとなります。

第5条の第1項第5号につきましては、これは中身の変更ではございません。従来の路線の減免規定につきまして、無料とする範囲を明確にするために表記を改めたものでございます。

第6号につきましては、今般の新規7路線の規定を減免の中で定めるということでございます。中身につきましては、6歳未満の幼児、通学に利用する小中学生は無料、通学以外に利用する小学生、通学に利用する高校生、これは50%割引、身体障害者手帳保持者及びその介護人、さらには児童福祉施設において養護等を受けている者及びその付添人。また、療育手帳保持者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳保持者及びその介護人、この対象の方につきましては50%割引をするということでございます。

また、最後の新旧対照表の別表につきましては、先ほどの石徹白線の起点をこのほど変更することに伴いまして、料金表のこの一番左のところに白鳥庁舎前と、こういうふうな表示が入るものでございます。

また、新規7路線の料金表についても定めておるわけですが、鮎立線利用料金は一律100円、それから、美並北ルート、美並南ルート利用料金は一律100円、美並八幡線料金表につきましては、他のいわゆる幹線交通、それぞれの地域を超えていく場合の料金の統一化を図るということで、おおむね3.5キロにつきまして100円を加算させていただくということでもあります。そのことで、この料金表のような体系になるということでもあります。

このほか、土京線、鹿倉線、田平・美山線の利用料金は、一律100円と、こういうふうな内容でございます。

今般の改正につきましては、平成21年度からのいわゆる公共交通検討会並びに法定の協議会であります公共交通会議の中で御検討、調査研究をしていただきまして、この春、公共交通総合連携計画を策定いたしました。そのことに基づきまして、順次取り組みを進めておるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第88号についての説明を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

郡上市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における寄付金税額控除を拡大する等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

今回、郡上市税条例等という言葉がついてございますが、これにおいては、郡上市税条例の一部を改正する条例と、郡上市税条例の一部を改正する条例の一部改正ということと、また、郡上市税条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、改正の部分、平成20年と22年に行われております。この3点の条例の改正ということで「等」という言葉がついてございますので、よろしく願いいたします。

それでは、めくっていただきますと本文と新旧対照表がついてございますが、非常にわかりにくい部分がございますので、資料のほうで説明させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

今回の条例改正、改正の趣旨でございますが、今言いましたように、地方税法等の一部を改正する法律の改正によりまして、それが23年4月27日と23年6月30日に公布されたということで、今回、条例の一部を改正するものいたします。

改正の概要でございますが、その前に改正の条文の後にPという括弧のところに番号がついてございます。これは、新旧対照表のページ番号でございますのでよろしく願いいたします。

1番目につきまして、まず、地方税法を引用する形に変更されたもの。個人住民税における寄付

金税額控除の適用下限額を2,000円に引き下げるということで、改正前は5,000円だったというのを2,000円に引き下げるということでございます。

2番目におきましては、第34条の7、附則第7条の4の改正に伴う附則の改正というところでございます。これは、地方税法を引用するという形でございますので、法第何条とか、そういう形で引用してございます。

3番目、不申告等に対する過料の額の変更というところでございます。

今までは、不申告等の過料3万円以下というのが10万円以下ということで、入湯税のみ3万円以下というのを5万円以下の過料にすると。今までは、罰金刑という形だったんですが、これを過料という形に変えさせていただきます。

4番目、不申告等に対する過料の条項を新設というところで、この3点を新設したということです。

5番目、引用条項の項のずれによる改正というところで、地方税法の項のずれが生じたための改正でございます。

6番目、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例でございます。免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭ということで、改正前は2,000頭でございます。これを超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する場合の頭数の改正ということで2,000頭が1,500頭に下がるということと、また、適用期限を27年度まで延長するというところで、改正前は24年度ということでございましたので、こういう改正でございます。

7番目、高齢者の住居の安定確保に関する法律に規定する高齢者向けの有料賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置の関係でございますが、この期限を25年3月31日まで延長するという期限の延長でございます。

8番目、9番目につきましては、東日本大震災に係る特例でございます。8番目につきましては、東日本大震災に係る雑損控除等の特例というところでございますが、この大震災によって、住宅や家財等について生じた損失については、納税者の選択によって雑損控除の適用を平成23年度個人市民税より受けることができるということでございます。これは、新たにつくられたものでございます。

9番目におきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例ということで、これは住宅ローンの関係でございますが、住宅ローンの関係においては、引き続き税額控除を適用することができるということでございます。

10番目、株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の延長でございます。これは、平成23年12月31日までだったのが、平成25年12月31日に改めるということで、この部分が郡上市税条例一部を改正する条例の一部改正ということで、平成20年郡上市条例第21号の部分でございます。

11番目、特例適用規定の施行日の延長及び適用日の延長というところでございます。これにつきましても、適用日が平成25年1月1日から27年の1月1日に改めるということと、また、市民税適用

年度を平成25年度から平成27年度に改めるという部分でございます。この11番目におきましては、郡上市税条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、平成22年郡上市条例第17号の改正のものでございます。

非常に、今回の改正は多い中で、新旧対照表でも非常に見にくい部分がございます。新のほうで10万円以下という部分が過料の部分でございます。また、引用条項の中で、わかりやすい部分で説明させていただきます。

3ページ見ていただきますと、2とございます。3ページの新のほうで2とございます。この部分の法第314条の7第2項に定めるところによるということでございますが、旧のほうでは、いろいろ文面で書いてございますが、この部分が全部この法の引用という形で簡素化したというような状況でございます。

また、7ページでございますが、この部分が不申告に関する申告の部分の下新しいところで、ここに7ページから9ページについて入っております。

東日本の関係の新たに制定された条項においては、22ページ、この部分が東日本大震災の関係でございます。

それと、25ページからが、郡上市税条例等の一部を改正する条例の一部改正ということで、25ページから27ページがその部分でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第89号について説明を求めます。

武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第89号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、白鳥泉町公園の新設に伴い、名称及び位置等に関する規定を整備するため、この条例を定めようとする。

2枚目の新旧対照表をお願いします。右側が旧でございますけれども、別表第1、別表第2、それぞれ白鳥ふれあい広場公園、郡上市白鳥町白鳥158番地の1でございますが、左の新のほうへ行きまして、別表1、別表2、それぞれその下に白鳥泉町公園、郡上市白鳥町白鳥190番地9をそれぞれ追加するものでございます。

位置的には、白鳥の郵便局の北側に位置しますところで980平方メートルの整備を行っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第90号について説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第90号を説明させていただきます。

議案第90号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、これは平成23年7月29日に公布施行されたものでございますが、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を改めるため、この条例を定めるものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表を見ていただきたいと思います。これは、今お話ししましたように、平成23年7月29日に国のほうで公布施行されましたが、いわゆる東日本大震災の3月11日以降に生じた災害に関する適用ということでございます。

新旧対照表の中で、これ見ていただきますと、災害弔慰金を受けれる遺族の範囲が、新の第4条の第2号を見ていただくとわかりやすいと思いますが、配偶者、子、父母、孫、祖父母というふうになっておりますけれども、第3号のところ、新しく、死亡した者の死亡当時のその者と同居し、または生計を同じくしていたという条件がありますけれども、兄弟姉妹まで、その範囲を拡大するというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第91号について説明を求めます。

常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 議案第91号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について。

郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例を次のとおり定めるものとする。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制等保存のために必要な措置を定め、当該地区の伝統的な景観を保存するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、条文のほうを簡潔に御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、目的を定めてございます。文化財保護法第143条第1項の規定といたすのは、都市計画区域において都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができると。また、その場合は、条例で現状変更の規制、保存のための必要な措置を定めよという規定がございます。それに基づきまして定めるものでございます。

第2条では、用語の定義もしてございます。

第1項の法第2条第6号の伝統的建造物群とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを言っております。

第2項の法第142条に規定する保存地区とは、市が定める保存地区を言っております。

第3条でございますが、保存計画について定めてございます。第1項につきましては、都市計画に保存地区を決定したときは、郡上市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聞いて、保存に関する計画を定めなければならないということを定めてございます。

第2項につきましては、その保存計画に定める事項を1号から5号まで定めてございます。また、3項におきましては、告示行為を定めているところでございます。

第4条では、現状変更行為の規制を定めてございます。1ページをおめくりいただきまして、第1項では保存地区において市長及び教育委員会の許可を受けなければならない行為を第1号から7号まで定めてございます。

第2項におきましては、保存地区においてでも市長及び教育委員会の許可を受けることを要しない行為を第1号から4号まで定めているものでございます。

第3項におきましては、許可を与える場合の条件付与について定めているものでございます。

第5条でございます。5条では、第4条の第1項の許可を受けなければならない行為で、市長及び教育委員会が適合しなければ許可をしてはならない基準につきまして、第1号から8号まで定めているものでございます。

めくっていただきますと、6条でございますが、国の機関等が第4条第1項の行為をしようとするときは、市の許可を受けることは要しないが、あらかじめ市長及び教育委員会と協議をしなければならないことを定めてございます。

7条におきましては、文化財保護法施行令第4条第6項各号に規定する行為、これにつきましては、都市計画事業の施行として行う行為とか、道路の設置あるいは交通の安全のために必要な施設の設置もしくは管理に係る行為など、そのほかも幾つかございますが、こういった行為、またこれに類する行為で教育委員会規則で定めるものについては適用しない。この場合、第4条第1項の許可、それから、前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならないということを定めてございます。

第8条につきましては、助言、指導、または勧告について、第9条では、許可の取り消し等について定めているものでございます。

第10条では、損失を受けたものに対する補償、第11条では、保存地区内における建造物及び環境物件の管理、修理、修景、または、復旧についての経費補助について定めているものでございます。

12条では、審議会の審議事項あるいは委員数、委員の任期など審議会の設置等について定めてございます。

第13条は、罰則規定、それから、第14条は、委任事項について定めてございます。

附則の1では、この条例の施行期日を公布の日からとすること。それから、附則2につきましては、この条例によりまして審議会を設置することから、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用

弁償に関する条例の一部改正を行うものでございまして、別表中に伝統的建造物群保存地区保存審議会委員と、その報酬日額6,000円を加えようとするものでございます。

次のページは、その新旧対照表でございます。

また、お手元のほうに伝建地区選定までの流れといった資料を配付させていただいておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、申し上げましたが、慎重御審議賜りまして、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、議案第92号について説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり改正するものとする。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、組合の事務所の位置を改めること及び組合の議会の組織について、組合議員のうち、組合市町村の町村の長を代表するものの選任方法を改めるため、この規約を定めようとするというものでございます。

1枚、おめくりをいただきますと、改正する規約につきまして本文があります。もう1枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

組合の事務所の位置でございます。第4条、これまでは、この事務所の位置が「岐阜市」という表記だけでございましたが、このほどの規約改正によりまして「岐阜市藪田南5丁目14番53号」に置くということで、詳細の住所地が表記されることになります。

これは、公的な証明の際に、この組合事務所の所在地が特定できるものの提出を求められる場合があるということで、現行の規約では、別途証明する必要が出てくるということでございまして、このほど場所自体を変えるものではございません。ふれあい会館の中で同じでありますけれども、表記について詳細にこの規約上で変更をかけるということでございます。

次が、組合の議会の組織、第5条でございますけれども、この第3号のところ、これまでは「各郡町村会長9人」、こういうふうにしてございますが、これを「岐阜県町村会が推薦する組合を組織する町村の長9人」と、このように改めるものでございます。こちらは、市町村合併に伴いまして、郡を構成する町村の数のばらつきが相当できまして、1郡で1町村というところも幾つかできてきており、このことに配慮されまして、岐阜県町村会が今年度から同会の役員選出方法を各郡町村会長から全町村長の中より選出することに改められた。このことによりまして、個々の組合

の議会の選出につきましても、「町村会が推薦する組合を組織する町村の長9人」と、こういうふうに変更されたいということでございます。

7月29日付の文書で通知がございまして、この組合議会の中でこの規約の一部改正につきまして、本組合の構成、地方公共団体の議会の議決を求めることというふうな議決がここで可決をされておりました、構成自治体におきます規約改正が求められておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました6件……

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 恐れ入ります。87号で一部補足説明をさせていただきたいです。よろしいでしょうか。一番最初の自主運行バスの設置条例。

○議長（池田喜八郎君） 補足。

○市長公室長（田中義久君） よろしいでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） はい。それでは、87号につきまして補足説明をいたします。

○市長公室長（田中義久君） 恐れ入ります。先ほど説明しておく必要がございました。附則の中で、条例、3つの条例を廃止をさせていただくという重要なことがございます。大変申しわけございません。

4ページの附則のところ掲げておる条例でございます。郡上市高鷲地域機能回復訓練用送迎バスの設置及び管理に関する条例、また、郡上市美並地域巡回バスの設置及び管理に関する条例並びに郡上市和良地域住民バスの運行及び管理に関する条例。

従来、福祉バスというふうな形で、無料運行されておりましたものを、このたび自主運行バスとして統一化を図る中で、こちらの条例は廃止させていただいて、自主運行バスのほうに7路線として一本化させるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 補足説明が終わりましたのでお諮りをいたします。ただいま説明がありました6件につきましては、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をすることにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいまそれぞれの所管の常任委員会に付託いたしました議案第87号から議案第92号までの6件につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第92号までの6件については、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。開会は10時45分を予定いたします。

(午前10時32分)

○議長(池田喜八郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議案第93号から議案第116号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。日程11、議案第93号 平成22年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程34、議案第116号 平成22年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの24件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号から議案第116号までの24件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

服部総務部長。

○総務部長(服部正光君) それでは、議案第93号 平成22年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第94号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 平成22年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 平成22年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号 平成22年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号 平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算について、議案第108号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第

109号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第110号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第111号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第112号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第113号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号 平成22年度郡上市水道事業会計決算認定について、議案第116号 平成22年度郡上市病院事業等会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定を付する。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

説明は、平成22年度決算総括表がございます。これをもって説明とかえさせていただきます。

まず、この表の議案番号、会計名、Bの歳入決算額、Cの歳出決算額、Dの歳入歳出差引ということで読み上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案第93号一般会計、312億3,580万8,332円、302億4,512万8,034円、9億9,068万298円。

議案第94号国民健康保険特別会計、49億7,954万1,579円、47億3,218万6,998円、2億4,735万4,581円、直営診療施設勘定でございます。4億3,205万6,412円、4億1,554万6,837円、1,650万9,575円。

議案第95号老人保健特別会計、725万2,934円、725万2,934円、ゼロ。

議案第96号簡易水道事業特別会計、12億1,027万4,225円、11億7,027万1,470円、4,000万2,755円。

議案第97号下水道事業特別会計、27億5,478万8,730円、27億2,217万5,156円、3,261万3,574円。

議案第98号介護保険特別会計、34億2,752万2,328円、33億9,467万4,669円、3,284万7,659円。

議案第99号介護サービス事業特別会計、6億9,483万9,400円、6億8,480万4,104円、1,003万5,296円。

議案第100号ケーブルテレビ事業特別会計、8億2,148万9,705円、7億7,400万952円、4,748万8,753円。

議案第101号駐車場事業特別会計、518万5,389円、517万7,441円、7,948円。

議案第102号宅地開発特別会計、4,231万9,633円、4,212万9,921円、18万9,712円。

議案第103号青少年育英奨学資金貸付特別会計、1,539万4,832円、732万5,605円、806万9,227円。

議案第104号鉄道経営対策事業基金特別会計、1,191万7,009円、1,191万7,009円、ゼロ。

議案第105号後期高齢者医療特別会計、5億3,340万559円、5億2,830万3,063円、509万7,496円。

議案第106号大和財産区特別会計、2,442万6,589円、707万190円、1,735万6,399円。

議案第107号白鳥財産区特別会計、337万4,935円、43万4,395円、294万540円。

議案第108号牛道財産区特別会計、1,756万9,830円、384万72円、1,372万9,758円。

議案第109号北濃財産区特別会計、250万4,981円、5万9,140円、244万5,841円。

議案第110号石徹白財産区特別会計、2,537万8,392円、1,667万1,360円、870万7,032円。

議案第111号高鷲財産区特別会計、4,156万2,189円、2,180万2,549円、1,975万9,640円。

議案第112号下川財産区特別会計、1,011万7,628円、281万5,026円、730万2,602円。

議案第113号明宝財産区特別会計、4,344万6,310円、3,677万9,913円、666万6,397円。

議案第114号和良財産区特別会計、3,305万3,096円、1,074万7,410円、2,230万5,686円。

議案第115号水道事業会計 収益2億9,939万5,138円、2億7,224万5,831円、2,714万9,307円、資本9,308万3,184円、1億2,019万1,983円、マイナスの2,710万8,799円。

議案第116号病院事業等会計、収益39億9,927万7,734円、39億4,074万5,290円、5,853万2,444円、資本9,199万6,000円、3億664万674円、マイナスの2億1,464万4,674円でございます。

総合計でございますが、463億7,322万5,017円、448億4,111万4,248円、15億3,211万769円でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。

ここで、代表監査委員の審査報告をいただきたいと思っております。

齋藤代表監査委員。

○郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それでは、平成22年度決算審査報告をさせていただきます。

皆さんにお配りしてございますので、もしよろしかったらそれを参考にしてください。

お手元の平成22年度決算審査報告をごらんください。

平成22年度決算審査の結果につきましては、平成22年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成22年度郡上市公営企業会計決算審査意見書のとおりになっておりますが、概要のみを御報告させていただきます。

審査に当たりましては、地方自治法の理念に踏まえ、6月29日から8月4日まで調書及び資料による書類審査を15日間、現地審査を1日として7カ所の計16日間にわたり清水監査委員とともに2名で実施いたしました。

財政厳しい折、実質公債費比率が18%を超えていることから、公債費負担適正化計画により市債の新規発行額が抑えられております。各部署においては、節約に努められ、その取り組みがあらわれていると認識いたしました。今後の市の発展に必ず寄与するものと考えております。

審査の方法及び審査の結果につきましては、提出いたしております郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページのとおりであります。市長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、基金に関する調書、それらに附属する調書を中心に例月出納

検査及び定期監査なども踏まえつつ、関係諸帳簿や証拠書類などについても公正不偏の態度で審査を実施いたしました。

その結果でございますが、関係法令あるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されていることを認めました。

それでは、一般会計、特別会計について順次御報告を申し上げます。

郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の総括意見といたしましては、次のとおりでございます。

平成22年度の財政状況は、一般会計及び特別会計を合わせて、決算総額の歳入歳出差引額が15億3,211万円、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,109万8,000円を控除した実質収支では14億101万3,000円の黒字でございました。前年度実質収支を差し引いた単年度収支では1億9,153万8,000円の黒字となりました。

次に、一般会計の地方債の残高でございますが、平成22年度に38億7,490万円を借り入れし、2億3,721万5,000円の繰り上げ償還を含めた元金の返済が54億5,031万7,000円となり、平成22年度末残高は15億7,541万7,000円減少しております、471億7,155万4,000円となりました。

これは、公債費負担適正化計画により平成22年度地方債新規発行額を28億円以内とし、臨時財政対策債を除く新規発行額が23億7,490万円に抑えられた成果と思われまます。

次に、財政分析を行う上で、重要な指標となる普通会計の経常収支比率は、前年度の88.4%に比べ3.4ポイント減少し、85%となりました。公債費比率も前年度の20%に比べ1.1ポイント減少し、18.9%となり、財政健全化に向けた取り組みの結果が出ていると感じました。

しかし、経常収支比率は80%、公債費比率は10%を超えないことが望ましいことから、本市の財政状況は、引き続き厳しい状況にあると言えます。

また、実質公債費比率が21.1%まで改善されてきましたが、18%を下回るまでの間、地方債の新規発行額を順次引き下げていくことは、市内の産業に与える影響が年々大きくなっていくものと懸念されます。

次に、基金の残高といたしましては、財政調整基金が2億7,911万5,000円積み立てられ39億1,849万円となり、減債基金は平成19年度から引き続き公債費負担軽減措置のための繰上償還を実施されましたが、162万2,000円積み立てられ5億8,523万円となりました。特定目的基金は、鉄道経営対策事業基金の7億100万円と財産区の2億4,638万1,000円を合わせて57億9,322万6,000円となり、基金は合計で102億9,714万6,000円となりました。

町村合併当初は、地方債の償還や財政状況の厳しさから、基金を取り崩してしまうのではないかと心配されておりましたが、基金運用が適正に行われていることが伺われました。

次に、市税全体の収入額は、前年度より3,347万6,000円減少しておりますが、これまでの大きな

減少額に比べかなり改善してきており、景気の持ち直しが感じられます。

雇用対策・地域資源活用臨時特例費などにより、地方交付税が7億1,805万4,000円増額しておりますけれども、国庫支出金が6億301万5,000円減額しており、市債を前年度より5億3,295万6,000円増額して対応されております。

次に、市税の収入未済額が前年度に比べますと2,657万1,000円の減となっておりますが、不納欠損額が昨年より4,318万4,000円ふえており、税の徴収嘱託員による徴収は実績が認められておりますけれども、滞納は年々ふえる傾向にあります。

軽自動車税のコンビニ収納を試験的に導入され、納税者へのサービスと収納率向上への努力は伺えますけれども、景気低迷の影響がこのような数字にあらわれていると思われま

す。使用料などにも同様に滞納がふえております。今後とも公平な賦課と徴収の観点から滞納者の個々の生活を把握し、時には現状でできうる厳しい措置をとることも必要と考えます。そのためにも市全体で徴収業務への取り組みを考えていく必要があると感じます。

次に、火葬場管理業務についてでございますけれども、5名で7地域を管理する体制に改善されておりますけれども、霊柩車や火葬場については、町村合併以前の状態のままとなっております。

八幡と白鳥のセレモニーホールの利用がふえ、市民の時間や距離感が縮まりつつある中、郡上市としての適切な配置計画が必要と感じます。特に、霊柩車については、現在の台数が必要かどうか、利用状況を検証し、適切な配置を検討されたい。

続きまして、博物館等の施設利用でございますけれども、年々下がる一方であります。入館料を下げた入館しやすくなったことが、今後どの程度影響していくか注視していきたいと思っております。

収益と経費のバランスを図るためにも、利用の少ない期間は、休館あるいは予約制にするなど、開館方法を検討されたい。また、学習資料の提供の場として、市内の青少年団体や学校を通じての利用拡大に努められたい。

次に、指定管理でございますけれども、収益性のあるものも収益性のないものと同様の取り扱いになっておりますけれども、ある程度収益を期待できるものにあつては、企業努力を促すためにも、一般の企業とかけ離れた優遇措置とならないためにも、使用料の徴収や施設修繕等の扱いに個々の状況を考慮した扱いをしていく必要があると感じます。

次に、毎年指摘してはおりますけれども、不用額についてでございます。平成22年度一般会計の決算では、6億4,203万円と前年度に比べて1億9,021万6,000円減額しており、予算比も平成21年度の2.51%から2.02%と改善されております。適切な予算立てと事務経費などの物件費を節約した結果であると思われま

す。不用額が出ることは、決して悪いことではありませんけれども、問題は不用額の中身でございます。事務経費などの物件費を削減した結果の不用額であれば、財政上はそれだけ切り詰めたことに

なりますけれども、予定していた事業が十分できなかつたとなると、市民は、それだけサービスを受けられなかつたこととなります。最小の費用で最大の効果を上げることが重要です。不用額の中身を再吟味し、今後とも市民のための予算であるという観点に立った執行を望むところであります。

次に、財産区特別会計についてでございますが、財産区の管理運営に関する費用以外で公共事業等に使う場合は、一般会計へ繰り入れて、適切に執行されていることを確認いたしました。しかし、財産区特別会計の管理については、支出の命令、金銭もしくは物品の出納保管について会計課で行うこととなりました財産区は4財産区のみであり、それ以外は会計課が直接関与できない状態であります。また、財産区を持たなかつた地域も考慮し、市全体の一体性を損なわないように予算執行すべきと考えます。

以上で、平成22年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見といたします。それぞれ改善され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市に尽力いただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、公営企業会計の病院事業等会計と水道事業会計について御報告申し上げます。

審査の方法及び審査の結果につきましては、平成22年度郡上市公営企業会計決算審査意見書の1ページに記載されているとおりでございます。

経営の基本原則に沿って運営されているか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査いたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを確認いたしました。

なお、両会計については若干個別の説明を申し上げたいと思います。

まず、病院でございますが、審査の意見を申し上げます。平成22年度は、郡上市民病院、国保白鳥病院とも大きな施設整備はなく、医療機器の購入などとなっています。また、公立病院改革プランに従って、健全経営への取り組みへの努力の結果が出た年となりました。

業務実績についてみますと、郡上市民病院の年間患者数は14万4,847人で、入院患者は4万7,895人、外来患者が9万6,952人、国保白鳥病院の年間患者数は8万955人で、入院患者は2万29人、外来患者が6万926人でした。

入院患者は、郡上市民病院で前年度に比べ3,354人、7.53%、国保白鳥病院では2,765人、16.02%と大きく増加しております。年間病床利用率は郡上市民病院が87.5%で、前年度に比べ6.1ポイント、国保白鳥病院で91.5%、前年度に比べ12.7ポイントの増加になっております。これは、主に夏の酷暑と、冬に寒い期間が長かつたことによる気候の変化と高齢化によるものと思われまふ。

また、国保白鳥病院の訪問看護ステーションの利用者も2,051人と前年度に比べ168人、8.92%ふえております。

次に、経営状況を予算執行状況で見てもまいりますと、収益的収入は前年度に比べ2億9,573万

3,000円、7.99%増加し、39億9,927万8,000円となっております。これは、両病院の医業収益が7.51%と大きく増加したことが主な要因でございます。

それでは、収益的支出は、前年度より8,237万9,000円、2.14%増加し、39億4,074万5,000円となりました。両病院の医業費用の支出が1.95%と増加したことが主な要因ではないかと思われます。

その結果、収益的収入の増加に対して、経営の効率化を図り、収益的支出の増加を低く抑えるため、両病院とも純損益で黒字となりました。これによりふえ続けてきた当年度未処理欠損金は、両病院とも減額に転じ、郡上市民病院が7億5,531万8,000円で、前年度に比べ1.32%の減少、国保白鳥病院では6億7,238万3,000円で、前年度比5.6%減少となりました。

次に、未収金ですが、窓口負担分は郡上市民病院では前年度に比べ1,767万円、58.62%増加となっておりますが、これは、年代別健診の請求分1,280万円が未収金に調定されたためであります。国保白鳥病院でも100万4,000円、13.01%増加しております。

未収金は、現年度分の発生を防止することが肝要と思います。特に、入院分は高額な上に退院してしまうと支払いの機会を逃してしまうおそれがありますので、その点に留意して、一層未収金の徴収体制の強化を図られたいと思います。

次に、主な財政比率を見てまいりますと、固定比率は、郡上市民病院が749.69%で前年度に比べ78.88ポイントの減少、国保白鳥病院が563.93%で254.16ポイントの減少となりましたが、両病院とも理想比率の100%を大きく上回っております。また、流動比率については、郡上市民病院が前年度に比べて50.41ポイント増加しており、332.21%となり、理想比率の200%を引き続き上回っております。

国保白鳥病院も前年度に比べ121.64ポイント増加し269.64%となり、理想比率を上回ることができました。これは、経営改善により一時借入金による資金の運用が改善できたことによるものであり、非常に評価できます。

自己資本構成比率は、郡上市民病院が12.29%、国保白鳥病院が15.61%と、両病院とも前年度に比べて若干増加したものの、理想比率であります50%を大きく下回っております。これは、病院の建てかえを企業債に依存したため、企業債の償還を完了するまでその抑制は望めないものと思われます。

平成22年度は、両病院とも黒字経営に転じました。特に、国保白鳥病院については、入院、外来ともに改革プランの目標値を超え、病床利用率も90%を超え、非常によい状況となっております。公立病院の経営を取り巻く環境は、一層厳しい状況の中で、改革プラン目標年度以前に経営の黒字化が達成できたことは、健全経営に向けた経営効率化へ職員一丸となって取り組まれた結果と高く評価いたします。

今後とも、さらに経営削減に努められるとともに、医師、看護師等の持続的な確保にも努められ、

公立病院が果たす役割を再認識し、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努められるよう望むところであります。

以上、平成22年度郡上市民病院事業等会計に関する審査意見であります。

公立病院は、市民の安全・安心を考える上で市民には欠かすことのできない施設であります。私ども監査委員といたしましても、改革プランの内容と今後の運営方針に関心を示すとともに、公立病院経営が今後も順調に推移していくことを期待申し上げます。

次に、水道事業会計についての審査意見を申し上げます。

平成22年度の業務実績は、前年度に比べて給水人口が231人減少し、1万4,648人となりました。地域別で見ますと、八幡地域の給水人口が8,850人で206人、2.27%、白鳥地域の給水人口は5,798人で25人、0.43%減少しているが、経営の安定化から今後も一層の加入促進をする必要があると思えます。

年間総配水量は218万7,672立方メートルで、前年度に比べ3万774立方メートル減少しております。年間給水量は166万5,207立方メートルで、前年度に比べて3,459立方メートルの増加となっております。

また、給水収益の根幹となる有収率は76.1%で、八幡地域では72.2%の漏水調査あるいは修繕等を行った結果1.8%向上し、白鳥地域では84.3%と0.7ポイント下降いたしました。

今後とも有収率を向上させることが、管理費の節減にもつながるため、その対策について一層努力されたい。

次に、経営状況についてでございますが、総収益が前年度と比べ416万9,000円、1.47%増加し、2億8,835万6,000円となりました。これは、白鳥地域の給水量が増加したことにより、給水収益が205万8,000円増加したことが主な要因であります。

次に、総費用も、前年度に比べて590万4,000円、2.31%増加し、2億6,201万9,000円となりました。これは、主に八幡地域の配水及び給水費が610万9,000円、白鳥地域の総係費が179万6,000円増加したことが要因でございます。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は八幡地域が134円62銭、白鳥地域が130円46銭と前年度に比べともふえており、営業費用は八幡地域が98円6銭、白鳥地域が177円71銭となっております。

1立方メートル当たりの水道水を給水することにより、八幡地域では36円56銭の給水利益となり、白鳥地域では44円62銭の給水損失となっております。

八幡地域では有収率を向上させましたが、営業費用が増加したため、給水利益が伸びなかったと思われます。白鳥地域では、普及率を向上させることで営業収益が増加し、給水損失が減少するものと思われます。

八幡地域の当年度純利益は、前年度に比べて518万2,000円で12.09%減少しましたが、引き続き3,769万8,000円の黒字経営となっております。

白鳥地域は、前年度に比べ344万6,000円、23.28%赤字幅が縮小しましたが、1,136万1,000円の赤字経営となっております。

未収給水収益でございますが、両地域ともふえたことにより全体で前年度の同時期に比べて71万3,000円、10.38%増加し、758万5,000円となっております。景気の低迷により徴収が難しいと思われれますが、未収金の回収に向けて対応を強化されたい。

次に、主な財務比率を見てまいりますと、流動比率は、理想比率である200%を大きく上回っております。八幡地域では、流動資産のうち預金が増加し、流動負債の未払金が増加したため3,228ポイント増加し、6,491%となっております。白鳥地域では流動資産の内、現金・預金と前払金が増加し、未払金の減少により流動負債が減ったため、676ポイント増加し、2,140%となっております。

また、営業活動の成否を判断する営業収支比率は、八幡地域が配水及び給水費が増加したことにより10ポイント減少し137%に、白鳥地域は給水収益が増加したことにより、1ポイント増加し75%となっております。

今後でございますけれども、配水管の漏水修繕や老朽化した施設の更新などの水道設備の事業の統廃合や災害に強いライフラインの構築などの長期的な事業が必要であり、多大な費用も必要なこととなってくると思われます。

また、人口の減少に加えまして、市民の省エネ、省資源への関心が高まり、節水意識の定着や節水機器の普及等により、給水収益の大幅な増加は見込めず、経営環境はますます厳しくなるものと予想されることから、限られた財源の中で、より一層の経費削減に努め、経営基盤の強化を図り、より効率的な事業を展開するとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められるよう望むところであります。

以上、平成22年度市水道事業会計に関する審査意見であります。

最後でございますが、一部意見として触れ、後にも報告されることになっておりますけれども、財政健全化比率等の審査も実施しております。実質公債費比率が21.1%と改善されましたが、前年度に引き続き18%を超えており、現時点では決して健全とは言えません。しかし、公債費負担適正化計画により、市債の新規発行が適正に守られております。将来負担比率は132.1%であり、前年度より24.8%改善されました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業等の資金不足比率については、数値としてはあらわれておりませんので、財政破綻というような状況の数字は見当たらないので、心配はないと思います。

以上をもちまして報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 詳細な報告をありがとうございました。膨大な量の審査を長期にわたり御苦勞さまでございました。

監査委員の御両名に感謝を申し上げますとともに、敬意を表する次第でございます。

なお、指摘されました事項につきましては、今後の決算認定の審査に当たって十分考慮させていただきたいというふうに思います。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第93号から議案第116号まではお手元に配付してあります議案付託表のとおり、一般会計歳入歳出決算認定については、決算認定特別委員会を設置し、また、特別会計歳入歳出決算認定21件及び企業会計決算認定2件については、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号から議案第116号までは、議案付託表のとおり一般会計歳入歳出決算認定については、決算認定特別委員会を設置し、また、特別会計歳入歳出決算認定21件及び企業会計決算認定2件については、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま各委員会に付託いたしました議案第93号から議案第116号までの24件につきましては、会議規則第46条第1項の規定により10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。また、地方自治法第98条に規定されている議会の権限については、各常任委員会に委任をしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、各委員会に付託しました24件については、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また、地方自治法第98条に規定する議会の権限を各委員会に委任することを決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました決算認定特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く19名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

◎議案第117号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程35、議案第117号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第117号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただき、1ページ目をお願いいたします。

平成23年度郡上市一般会計補正予算（第4号）。

平成23年度郡上市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,103万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297億3,955万2,000円とする。

2については省略させていただきます。

繰越明許費の補正、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」、消防費、消防施設整備事業で2,576万2,000円でございます。この件につきましては、東日本大震災の影響によりまして、小型動力ポンプ積載車の納品が年度内に見込めないということで繰り越しをお願いしたものでございます。

6ページをお願いします。「第3表 地方債補正」、起債の目的と補正前、補正後の金額を読まさせていただきます。

一般単独事業におきまして20億9,680万円でございます。補正後は20億3,860万円と減額の5,820万円でございますが、これはI P音声告知放送システム整備事業の事業確定によるものでございます。

合併特例事業、今の一般単独事業のものでございます。辺地対策事業でございますが、4億5,040万円でございます。4億5,250万円ということで、210万円の増額でございますが、これは事業の増に伴うものでございます。

補助災害復旧事業1,150万円、2億3,300万円ということで、これは凍上災関係によるものでございます。合計38億8,110万円が40億4,650万円でございます。

続いて、9ページをお願いします。歳入でございます。分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金、補正額は39万7,000円、これ県単独土地改良事業分担金でございますが、109万円5,000円で、これは追加実施に伴う分担金の増でございます。

市単独土地改良事業分担金につきましては、今の県単独事業のほうへ移行されたために減額とい

うこととでございます。

使用料及び手数料でございます。総務使用料、補正額39万8,000円でございます。自主運行バス使用料ということで、巡回バスの有料化に伴う使用料でございます。

国庫支出金、災害復旧費国庫負担金、補正額4億4,248万7,000円でございます。公共土木施設災害復旧費負担金、凍上災に伴う負担金でございます。これは、国が66.7%ということです。国庫支出金、衛生費国庫補助金、補正額110万7,000円でございます。これは、大腸がん検診推進事業の実施に伴う増でございます。

10ページ、土木費国庫補助金、補正額360万円、社会資本整備総合交付金でございます。交付決定による増でございます。それと、木造住宅耐震診断国庫補助金でございますが、20件の増ということで、合計40件になるということで、その分の増でございます。

県補助金、民生費県補助金309万5,000円、これは地域子育て創生事業補助金でございますが、内定による増でございます。

衛生費県補助金397万3,000円でございます。これも地域子育て創生事業補助金と新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金でございます。これも同じく内定による増ということでございます。

農林水産業費県補助金693万6,000円、主なものは県単土地改良事業補助金でございます。追加実施に伴う増でございます。土木費県補助金22万5,000円、木造住宅耐震診断補助金でございます。20件増の県補助金でございます。

教育費県補助金245万8,000円、社会教育費補助金の地域子育て創生事業補助金と、また、保健体育費補助金の地域子育て創生事業補助金ということでの内定による増でございます。

災害復旧費県補助金75万円、これは農地農業用施設災害復旧費補助金でございます。

特別会計繰入金1,983万8,000円、この内訳としまして、まず介護保険特別会計の繰入金と後期高齢者医療特別会計繰入金と。また、ケーブルテレビ特別会計繰入金でございます。

繰越金、補正額6,367万5,000円、これは前年度繰越金です。受託事業収入、総務費受託事業収入、減額の443万3,000円、これは、郡上市地域公共交通会議受託事業収入ということで、23年度経費が、24年度の補助となるということで、今年度においては減額をさせていただきます。

雑入112万4,000円、旧老人保健特別会計の該当分の部分と農林水産業費雑入で農林水産施設管理雑入と農業者年金の関係でございます。

また、消防費雑入の中では、(財)自治総合センター助成金ということで、郡上市の女性防火クラブに対する助成の決定があったということでございます。

市債でございます。総務債、減額の5,820万円と。これは合併特例債で、先ほどのIP音声告知放送システム整備事業の確定によるものです。

土木債においては210万円ということで、辺地対策事業債の増によるものでございます。

災害復旧事業債2億2,150万円でございますが、これは、公共土木施設災害復旧債ということで凍上災の関係でございます。

続きまして、13ページの歳出でございます。総務費の総務管理費でございます。企画費でございます。ここは補正額はございません。組み替えということで郡上市が補助を受けるために協議会負担から報酬のほうへ組み替えたということです。

情報管理費においては、減額の6,768万9,000円、これはIP音声告知の事業確定でございます。

税務総務費866万4,000円、これは市税過誤納還付金でございます。予定納税分に係る還付金でございます。

民生費、社会福祉総務費でございます。補正額21万円ということで、国民健康保険特別会計繰出金でございます。

14ページ、福祉医療費1,080万5,000円、福祉医療事務経費でございますが、平成22年度の福祉医療費助成事業補助金精算による超過分の返還金です。

障害者福祉費64万円、これは障害福祉サービス事業所事業でございますが、フレンドシップのつくしの家のシャワーユニット設置工事費負担金でございます。

老人福祉費118万5,000円、老人福祉事務経費でございますが、臨時雇用の職員の増ということの賃金が主なものです。

児童福祉費、児童福祉総務費319万4,000円、この内訳として、安心こども基金の事業です。安心こども基金文庫設置と。また、NPO法人立ち上げの経費、また子育て講演会、児童虐待防止強化事業ということでございます。特にこの中で児童虐待防止においては、相談員等の相談用の車両ということで備品購入で151万円ほど見込んでございます。

保育園運営費、補正額96万3,000円ということで、大和のやまびこ園の関係の地下タンクの注油管の漏えいの関係の修繕です。

保健衛生費、保健衛生総務費、補正額131万7,000円でございます。ここも安心こども基金の関係で食育啓発用品整備事業ということで169万円ほど見込んでございます。これは、キャラクターとかいろいろな食育に関する関係の消耗品が119万円ほどでございます。

予防費につきましては349万5,000円ということですが、まず、予防接種事業においては、これは補助金から委託料への組み替えでございます。また、がん検診においては、これは検診の大腸がんの検診推進経費の増と。また、ひきこもり対策については委託料でございますが、NPO法人等へ事業委託ということでの委託料でございます。

16ページ、農業委員会費、補正額6万8,000円、これは農業者年金事務経費です。農業施設費63万円ということで、農畜産加工・販売施設管理費でございますが、白鳥特産物振興センター駐車場

の関係の修繕でございます。

農地費、土地改良費、975万6,000円でございます。特に、大きいのは県単独土地改良事業ということで1,755万円ということで、6地区の県単を追加しておると。また、変更が2地区あるということで工事請負費です。

その下の農地有効利用支援整備事業においては減額になってますが、この分を県単独事業のほうへ移行したということでございます。

林業費、林業振興費、3,700万円ということで、有害鳥獣捕獲奨励金ということで3,000万円、約1,860頭分の増加分を見込んでございます。

また、郡上市産材住宅建設等支援事業ということで、15件の増加を見込んでおるということです。

商工費、商工振興費240万円ということで、これは新規の支援でございますが、住宅用太陽光発電システム設置補助事業でございます。1キロワット3万円ということで、上限4キロワットまでということで12万円ということで20件分を見込んだ支援でございます。

道路橋りょう費、道路新設改良費でございますが、525万円ということで、合併特例道路整備事業においては、工事請負費から公有財産購入費、また補償補てんのほうへの組み替えでございます。この分は1,360万5,000円ほどでございます。また、社会資本整備総合交付金においては525万円ということで、交付決定の増によるものですが、これは工事請負費の部分でございます。

続いて、河川費、急傾斜地崩壊対策費でございます。510万円ということで、急傾斜地の関係でございます。八幡の中山地区と八軒町の落石防護の関係でございます。

住宅費においては、住宅管理費、補正額90万円ということですが、これは木造住宅耐震診断補助事業ということで、20件増になるということですが、

消防費、非常備消防費、補正額101万5,000円でございます。この101万5,000円については、消防団活動費でございます。これは、先ほどの女性の防火クラブへということで、八幡町の尾崎町地区の女性防火の方へ可搬ポンプの貸与をしていきたいということで備品購入を行っていききたいと。

消防施設費838万2,000円でございます。これにおいては、ドクターヘリの緊急離着陸場整備、中央公園内の整備と、また消防署のエアートントの購入部分と、また懸案でありました八幡町の殿町の詰所、これが岐阜乗合のほうと交換できるような方向になりましたので、ここの丈量とか消防詰所の設計等の関係でございます。

小学校費、学校管理費249万6,000円でございます。小学校施設管理費でございます。ここは大和第一北小学校の灯油の漏えい処理の関係の経費でございます。

社会教育費、公民館費264万9,000円ということですが、特に、公民館管理経費の中で八幡保健センターが移転するというので、現の保健センターを公民館として使用するための改造設計等の委託業務が入ってございます。

図書館費177万9,000円でございます。安心こども基金ということで、図書館児童福祉対策事業で、これは書籍や備品等を整備していきたいということです。

文化財保護費35万8,000円ということで、これは伝建制度推進事業ということで、文化庁等々の協議への旅費でございます。

保健体育費、保健体育総務費68万3,000円、これについても安心こども基金の関係の地域子育て創生事業ということで、パルシューレトレーニングというボールゲーム、さまざまなボールゲームというようなことの増進を図っていきたいということでございます。

続いて、20ページでございます。農林水産業施設災害復旧費でございます。農業施設災害復旧費、補正額338万円でございます。これは、現年災の関係で農地農業用施設で、1カ所でございます。また、単独災害復旧事業ということで、補助災害にならなんだ分の小災害ということで6カ所分でございます。

公共土木施設災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧費6億6,640万円ということで、現年補助災害復旧費（公共土木施設）でございますが、この分が主なもので、凍上災の関係が38カ所、また八幡の豪雨災害でございますが、この関係で1カ所分でございます。また、単独災害復旧事業においては、公共災にならない小災害の分、凍上災の関係の復旧ということでございます。

細かいことについては、この事業概要説明一覧表に記載してございますので、よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは説明が終わったので、質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 1点だけですが、それぞれ詳細な説明ございましたが、大和の小学校の石油漏れの関係の話が今ございまして、一応現場のほうにもちょっと確認をさせていただいておりますが、当時の説明としては、先生方が原因究明等を努力されたということなんです、なかなか石油漏れの状況についての確認が非常に難しかったというお話をお聞きしたというふうに思うんですが、あれはホテルの里の公園の用水が近くにたしかあるというようなことで、環境的には大変美化されておる内容もございまして、農業用水等も走っております、当時大変心配しましたのは、長良川のほうにそういう油膜等が流出することを大変心配したということで、見させていただいたわけなんです、修繕といいますか、その特定された箇所等がどういう状況であったのか。それに対する手当というものがどういうふうに処置をされたのかということで、わかればその辺の経緯について若干御説明をいただきたい。教育委員会ですか。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、御質問ございました、灯油漏れの件について御説明をさせて

いただきます。

これにつきましては、住民の方から農業用水のところで灯油のようなものが排水口から流れ出るのではないかとということで、学校のほうに報告がございまして、次の日に教育委員会のほうに連絡がございました。教育委員会のほうとしましては、業者さんを通じまして、まずは、地下タンクにつきまして漏れがないかを確認させていただきました。地下タンクからは漏れがないということがわかりまして、地下タンクから校舎のほうに配管をされております配管について空気圧の検査をさせていただきました。そうしましたところ、地下埋設してあります配管からどうも漏れているようだということがわかりまして、すぐにその地下タンクからその配管に通ずるところをふさぎまして、それ以上、漏れがないようにストップをさせていただいたということでございます。

その箇所につきましては、地中なものですから、校舎をずっとまいておりまして、どの箇所かは掘削をしないとわからないということで、その配管の使用を取りやめまして、露出でいったん配管をさせていただき、学校の子どものための暖房の利用につきましては、それ以降支障のないように対応をさせていただいたということでございます。

先ほどホテルの里のお話ございましたが、当初、あそこの校舎敷きにつきましては、建設時に大変湿地帯でございまして、暗渠排水がほどこされてございます。その暗渠排水がその漏れた灯油を拾いまして、排水口が農業用水のほうへ出とるわけでございますが、そこで出ていたということでございます。

消防署とか警察あるいは県のほうにも連絡等させていただきました。確認もさせていただきました。それ以降、その敷地内から灯油が外に出ないようにすべきだということで、グラウンド内に4メートルの立孔を掘りまして、そこでグラウンドから農業用水のところに出ております排水口を農業用水のほうに出さないで、その立孔のところで切って、そこで排水を、湧水があるわけなんですけど、そこへ出てくる水に吸着マットを当て、吸い上げて、さらに地上でも吸着マットできれいにし、そして、農業用水のほうに出してるという今状況でございます。

今、当初からよくなったかと申し上げますと、目に見えてよくなったということはちょっと申し上げられないんですが、微量ではございますけど、毎日その排水口から虹のように出ている状況でございます。

今後、ここの補正予算をお願いをしとるわけですが、今年度いっぱい、まずは様子を見たいというふうに思っておりますが、その前に対策として、あそこのグラウンドを掘るということで、そういうことをやってみると、どのぐらいかかるんだろうという本当に概算なんですけど、試算をしたら、これが2億円を超すような事業費になってくるということで、あるいは、中和剤を入れたらどうだというようなお話もあったんですが、先ほどお話ございましたように、ホテルの里あるいは農業用水があるということで、これも良策ではないなということで、まずは、この年度内に補正

をお願いしまして様子を見ていきたいと。その間に、また、よい策があれば検討もさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 詳細な御報告いただきましてありがとうございます。

当該地域は、相当環境に配慮をされた地域づくりと申しますか、そういうことが進んでいるようございまして、それと、長良川が、かなり近くのところへ行っております。農業用水も終末は当然のことながら長良川に落ちてるところもございまして、河川環境等については、相当の関心もございまして、いろいろこのお話聞きますと、予算的なことも措置も大変なようございまして、適宜関心を持って確認をされながら、状況把握に努めていただくように、特に要望をしておきます。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 5番 野田です。細かいことで申しわけありませんが、わかりにくいところがありますので、幾つかお願いします。

1点は、補正予算書のほうの13ページの総務費ですが、この中の情報管理費、地方債が減額されたのはわかりますけれども、繰入金のほうの1,200幾らかの減額のところの減額ということは、それだけ出す予定やったものが減額されたということやないかと思うんですが、この収入のほう見ましても、ちょっとその辺の意味づけがちょっとわからんです。どういう形になっておるのかを説明いただきたい。

それから、これはどこになるのかな。説明一覧表のほうでちょっと見まして、6ページの上から三つ目、四つ目のところですが、県単独の土地改良事業の中で、これは増額になっておるんですが、その下の減額になつとる部分が上のほうで行われるような説明やったんですが、ここのあるものが、全部この上へ入ったのかどうか。そして、まずこの額で言うと、そのほかに700万円ほどがふえておるが、ちょっと説明をお願いします。

それから、その下ですけど、獣害については、大変皆さん頭を痛めてるところですけど、この内容を見ますと、非常に多くの数字になっております。増加分が非常に多いんですね。こういう現状があるということで、こういう申請をされて、そのあれが来たんだというふうに思いますが、柵をつくったとか、ことしは、県の何か指導で、そういうやつがあったり、あるいは特殊な何やら無猿柵というような柵をつくられたとか、いろんな工夫をしてみえるようですけども、その辺のこの非常に多くの害獣がいて、こっだけ捕獲をしていかならんというようなことですので、毎年、課題にはなつとるんですけども、こうやって額を増やして、こうしていくしかないのか、非常に問題

もあるというのを思いますので、市としては、担当のところではどうように考えてみえるかをお聞きしたいと思います。

それから、7ページの上から3番目の八幡保健センターとか、それから、そのほか関連をして殿町の詰所の問題等を、こういう形で少しずつ努力をされていくというようにお聞きしておるわけですが、このことは、ほかの積翠荘の問題とか、ほかのあそこに土地がいろいろありますが、こういうように移りながら、今後のそういうものをどう利用するのかという計画もだんだん順次やられていかなきゃならんと。その進みぐあいといいますか、おつもりがありましたら、ちょっとこの機会にちょっと説明していただくとええんじゃないかというように思います。

あともう一つだったんですが、そういうところをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 野田議員のほかにも質疑の手が挙がっておりますので、ちょうど昼食の時間でございますので、質疑を承っておりますので、答弁は午後からしたいと思います、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午後 0時01分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（池田喜八郎君） 午前の、野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 先ほどの農地有効利用支援事業のところの土地改良費でございますけれども、マイナスの1,061万4,000円ということでございますけれども、当初農地有効利用支援事業ということで計上しておりましたけれども、県単の追加によりまして、そこで計上しておりました箇所の八幡の河鹿農道、大和の剣用水の管理道、石徹白の用水、それから、高鷲の正ヶ洞用水、和良の澤田用水を県単事業のほうへ組み替えたというものでございます。

それから、新規で白鳥の三ヶ村用水と美並の白山用水池を新たに県単事業として追加したものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 野田議員さんからの八幡町の殿町の関係の市有地、または市有施設の再編の計画というようなことで御質問いただきましたが、この地域には、市としても4点のブロック

という形で分けてございます。特に、保健センターと、また、八幡公民館ということで積翠荘、それと、殿町会議室とか、消防詰所と。また、対岸の「かぼちゃのがっこう」の駐車場等のこの4ブロックに分けてございます。

その中で、今回非常に地域としても一番大事な消防詰所ということで、詰所においては、プラザのバスの回転場をつくるために、仮設で移転しておったりということで、やはり本設が望まれておったということで、今回、岐阜乗合さんと方向が固まりまして、市の土地を交換という形でございます。

そこで、やはり市民の安全・安心面から一番緊急性を要するというところでございます。また、保健センターにおいては、ことし小野への移転ということでございます。そこで、積翠荘が今まで公民館という役割をしておりましたが、その保健センターの活用という中で、公民館をこちらのほうへ移転していきたいというふうに考えてございます。

また、積翠荘においては、現の。老朽化して非常に3階から5階においては、今現在使用されていないということで、非常に今老朽化が進んでおるというふうなことでございます。

また、殿町会議室においても、シロアリ等で非常に老朽化が進んでおるということで、今鋭意検討してございます。特にこの殿町の関係の市有地等においては、点在しておるということで、まとまった土地でもないということで、非常に市としてもこれからどのような活用をしていくかということと、まともな土地でもないということで、非常に市としてもこれからどのような活用をしていくかということと、まともな活用ができるかっていうことを、今後検討してまとめていきたいという方向でございまして、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） 野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） 野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

有害鳥獣の捕獲奨励金の補正の話でございまして、多額の補正ということで今回上げさせていただいておりますが、7月までの捕獲実績と、それから、昨年度の捕獲の状況等を比較いたしますと、2倍、3倍といった頭数がことしは捕獲をされておるといような状況でございまして、それから試算をいたしまして、このくらい必要になるのではないかとということで上げさせていただきました。

なお、今回の補正とは関係はないんですけれども、鳥獣の被害防止計画ということで、これは、平成21年度に郡上市として策定いたしまして、その中に鳥獣被害防止対策協議会という協議会を昨年9月に設けております。ここの中でそういった鳥獣の捕獲も含めまして、例えば、捕獲ばかりじゃなしに防御するほう、例えば、先ほど議員言われましたように、猪鹿無猿柵といった恒久柵等の事業もそちらのほうでやっておりますし、また、一般の電気柵といったようなものも補助をいたしながら、防御するほうは防御するほうで事業もやっておりますし、また、それに加えて、捕

獲するほうについては、捕獲するほうで事業としてやっておるということで、今回、例年になくことし、また去年も多く捕獲されたんですけれども、ことしもまだそれ以上に捕獲の状況があるというようなことで、今回補正させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 野田議員さんから御質問のありました情報管理費のこの財源の中で、その他繰入金の1,259万2,000円の件でございますけれども、ことしの6月議会で工事請負変更契約の締結につきまして御議決をいただきましたけれども、このIP音声告知放送システムの整備事業、昨年度と今年度で実施をしております。それで、変更契約に基づきまして最終的な調整を済まして、この事業が完了をしたわけでございまして、そのことによりまして、ここの項目の補正額の6,768万9,000円という6月の変更契約どおりの減額措置を今回計上させていただいたわけですが、この中でこのモデムといいますけれども、いわゆる端末の中にありますインターネットにつなが機能っていいですか、そういうものがもともとこの整備事業費の中で一般会計の整備事業として持つのではなくて、特別会計のほうでそれは負担をしてもらおうと、こういうふうな財源の区分をしておりました。それが、先ほど言いました6,700万円の減額措置に見たところでございまして、その結果的に言いますと端末が1,869台減ずることができたわけですが、その部分と、いわゆる一台一台のモデム機能分がおおむね7,580円として計算をしておりますけれども、その分を掛けて今回減額した1,869台分のそのモデム分は減額することができると。このことにつきましては、特別会計の後ほどの議案のほうで実は歳出のほうで御説明をさせてもらうわけですが、そちらから特別会計のほうで負担をする分がこの分減ったと、こういうふうに見合ったものでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） 野田議員、よろしいですか。

○5番（野田龍雄君） いいです。

○議長（池田喜八郎君） もう1点はよろしいですか。

野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 今回、非常に大きな予算で凍上災というやつがありまして、初めて僕聞いたような気がするんです。実情も知らんもんですから、6億円どんだけという非常に大きいもんですから、しみて路面が壊れたといいますか、見たこともないですし、1回見に行かにかいかなと思っておりますが、どのくらいの面積というか、距離というか、そういうようなことや実情、状況をちょっと教えていただけるとええと思うんですが、お願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 凍上災につきましては、いつもある災害ではございませんので、ここいきますと平成18年にありましたけれども、今回また対象になったということですが、要は

低温によりまして道路の路面にひびが入ったり、陥没したり、隆起したりというようなことで、道路の路面の災害になりますけれども、その状況の中で、採択要綱もございますけれども、その計算上で、その過去10年間のデータで凍結指数というのがあります、その数値を超えなければその採択にならないということが1点と、あと道路幅員が2メートル以上で舗装厚が3センチ以上ないためです。それが、採択基準ですけれども、それで今回の郡上市におきましては、1月低温の災害ということで、29路線の38カ所を申請いたしました。これで地区別でいきますと、八幡地区で8カ所、大和地区で11カ所、美並で1カ所、明宝で18カ所ということですが、総延長にして約22キロの申請をいたしました。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 1点だけお聞きしたいと思いますが、41198ひきこもり対策事業、これは100%財源は県でありますけれども、ここに説明があるんですが、新しい公共の場づくりのためのモデル事業の交付決定に伴う。ひきこもり等で苦しむ人の社会参加を支援するためのサポート事業で、NPO団体へ事業委託とありますが、どうもちょっと読んだだけではわかりにくいんですが、新しい公共の場づくり、それをまた100%これNPO団体へ事業委託ということですが、どんなことがされて、どういう団体にこれを委託されるつもりなのか、ちょっと内容をお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） まず、制度の関係ですけれども、そちらのほうからちょっとお答えさせていただきますけど、新しい公共とは、官、行政だけではなくて、市民の皆様のいわゆる参加あるいは選択、そういうことのもとで、NPOとか、企業等が積極的に公共的ないわゆるサービスの提案、提供の主体になると。要するに行政で発案をしてこれをやってくださいとか、そういうことではなくて、その公共領域の業務のとか、いろんなそういう医療、福祉、教育、子育て、さまざまな分野がありますけれども、その中でこの部分を私たちは公共的な業務をお助け、お助けといいますが、担うためにやっていきたいと、そういうふうな御提案から求めていくというふうなことで、実を言いますと、これは、もともとは今の国のほうから新しく出てきた地域主権の関係の政策というふうにして受けとめておりますけれども、岐阜県のほうもそれを受けまして、昨年度から予算措置、昨年度のうちに応募があったんですね。郡上市というよりも岐阜県じゅうで応募があったと思いますけれども、3月に応募がありまして、その部分につきましては、郡上市では、企画のほうでその応募業務につきましても支援体制をつくって、できるだけ採択していただけるようにということの取り組みをさせていただきました。

第1回募集では、応募件数が10件あったということで、その第1回の採択は、垂井町と、もう一つ県の商工政策課でとられた事業ということになっておりますけど、こういうふうにもろもろありまして、郡上市の中では、具体的に言いますと、NPOのコミス郡上さんが、これはバルシューレという子ども用のボールゲーム指導プログラムで、新しくドイツから入った一つのそういうふうな新しい取り組みだそうなんですけど、そういうものをやるので、この事業に該当させてほしいと、こういうふうな取り組みが一つでありましたし、もう一つは、ぶなの木福祉会から、障がい者が行う移動販売、御用聞きによる高齢者の買い物支援事業をやりたいと、こういうふうな提案ていいますか、応募がありました。

もう一つは、NPOの結び場が、「輝く未来へ踏み出す、居場所づくり」いわゆる今の武藤議員さん言われましたひきこもり対策といいますか、そういうことにつきましての相談事業とか、あるいはアドバイスとか、その見守りとか、そういうことについての御提案があったということで、郡上市からは合計3件の申請を県に出していただいわけです。その中で今回、今お話のありました結び場が採択をまずされて、そして、これが今補正で措置されたということで、内容につきましては、健康福祉部長からお話させてもらおうと思います。

それから、もう一つ、バルシューレにつきましては、この事業について、県のほうで別のほうで10分の10で補助制度を適用させていただきましたので、先ほどの一覧表の中にありましたけれども、そういうわけで、市民の皆様の御提案を受けて、そして、審査されて、それに対してお金が出ていくと、こういうふうな仕組みが新しい公共の今の事業の取り組みでございます。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 今、田中室長のほうから制度上でのこのモデル事業のことについてお話がありましたが、今回この中で健康福祉部のほうで、このNPO法人の結び場の事業が健康福祉部のひきこもり対策をやっておりますもんですから、そういう関係で、これから特に健康課、社会福祉課との関連を持ちながら、一緒になって推進をしていきたいということで、こちらのほうで予算を組まさせていただきました。

ひきこもりということは、なかなか難しい課題でありまして、なかなか実数というのはつかみにくいところがあるわけでありまして、このNPO結び場につきましては、法人登記をもう既に2005年にされておまして、既に活動はされております。それでこのような活動は特に義務教育を終えて社会人になられても、なかなか就職先がないとかという方々を中心に、今までも支援をされておったわけですが、再度この今回の事業予算の中で、それらの実態調査もやりたいというお話を聞いておりますし、さらにホームページを立ち上げながら、こういうところがあるよということを多くの方に見ていただいて、ここに頼っていただくということも大事じゃないかというようなことで、ホームページを立ち上げていただいたり、今既にかかわっておられる方も見えますの

で、その方々に、例えば料理教室みたいに一緒にやりながら、何か心を開いていくような事業を展開をしていきたいと。もちろん相談事業でありますというところは通常やっていきたいということでございますけれども、この事業について、県のほうでも採択をしていただいたということで大変ありがたいと思っておりますが、我々としましても、今現在いろんな郡上市内の中でもつくしの家さんでありますとか、すいせいさんであり、いろいろな形でひきこもり事業もやっておりますけれども、新たに一つでも選択肢が多くなるような支援団体ということで大変ありがたく思っておりますし、内容につきましては今申し上げた内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 済みません、一つだけ教えてください。

消防団活動の81050のところですけども、今回、軽可搬ポンプが尾崎町地区に貸与されるわけですね。以前に、小那比とか桜町とか、そういうふうに貸与されているんですけども、これは、女性防火クラブサイドで貸与をされるということで、その地区から要望があつてでなくて、本部のほうから決められるのかどうかということと、それで、今、昔は女性防火クラブでも、この講習会とか、使い方の講習会とか、そういうことが頻繁に行われていて、みんなが使えるようにということがあつたんですけども、今はそういうこと一切やってないよって、そういう話も聞いてますので、この尾崎に貸与されて、あとどのようなこの使い方の講習が。結構、消火栓にしても、この可搬ポンプにしてもよっぽど一生懸命教えていただかないと、いざというときには使えないと思うんですけども、その辺の講習会等のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 川島消防長。

○消防長（川島和美君） 今回、今回というか、補正で上げさせていただきました軽可搬ポンプ、一応八幡の尾崎町に配備の予定ということであります。この配備に当たっては、あらかじめ郡上市の7地域、それぞれに要望があるかないかを聞きまして、それで要望があつたところに配備をしているという状況です。今回は、八幡の尾崎町以外には特に要望がなかったということで、尾崎町に配備をさせてもらうことにしました。

それから、軽可搬ポンプの取り扱い訓練ということですけど、これは、当然、配備になった段階で最初に取り扱いの講習を当然これはします。それ以降、例えば、当然、最初1回だけ訓練しただけでは、なかなか取り扱いをずっと覚えとるちゅうことではありませんので、定期的というか、年に1回ぐらいは、やはり取り扱いの講習をしてもらわないといけないとは思っております。これは、自治会のほうから消防署のほうに、講習の依頼があれば逐次出向いております。

以上です。よろしいですか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 女性の方だけでなく、自治会の方と全体でこれは講習会をやられるわけですか。

○議長(池田喜八郎君) 川島消防長。

○消防長(川島和美君) そうですね。一応、女性防火クラブに貸与という形ではありますが、昼間は若い世代の方は働きに出てみえて、昼間見えないということがありますので、当然、残ってみえる女性の方だけでは人数も多分少ないという部分もあると思いますので、男性の方も一緒に取り扱いの講習は受けていただくということになると思います。

以上です。

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。議案第117号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第118号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程36、議案第118号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長(布田孝文君) それでは、議案第118号をお願いいたします。

平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億317万円とする。

以下、省略させていただきます。

めくって、最終のページをよろしくお願いいたします。4ページ目になります。皆様の事業概要につきましては、8ページに書いてございますので、併記をしておりますので、よろしくお願いいたします。

歳入であります。他会計からの繰入金ということで、先ほど一般会計での審議をしていただきましたが、一般会計からの繰入金21万円、事務費等繰入金でございます。歳出のほうで一般管理費、補正額21万円でございますが、受けましたその21万円につきましては、レセプト点検用の端末を更新するというようなことで、パソコン2台でございますけれども、ちょっと古くなったものですか、10月から新しくまた、新しくといたしますか、さらに国保のレセプトの関係のシステムが若干変わってきますので、それに対応にするために、機械、パソコンとプリンターを更新したいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第118号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第119号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程37、議案第119号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第119号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,467万1,000円とする。

2項は省略させていただきます。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。第2表の地方債補正でございます。変更でございます。簡易水道事業で補正前限度額5,120万円を補正後限度額5,460万円、340万円の追加を行うものでございます。これに伴いまして合計が補正前限度額8,530万円を補正後限度額8,870万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。あわせまして事業概要説明一覧表の9ページのほうをあわせてごらんをいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、款2の資本的収入の建設改良事業収入でございます。まず、市債で340万円の追加でございます。これは、簡水債の追加でございます。小瀬子地内の事業に係るものが200万円、それから、相生簡水の実績に伴いまして起債対象事業の追加分140万円でございます。

繰入金でございますが、140万円の減額でございます。他会計繰入金で140万円の減額でございますが、ただいま御説明いたしました相生地区の実績に伴い、簡水債の増による減額でございます。

続きまして、諸収入で50万円の追加でございますが、雑入の50万円でございます。小瀬子地内の事業に係ります県の補償費でございます。

続きまして、歳出でございますが、款2資本的支出の項1建設改良費でございますが、改良費で250万円の追加でございます。内訳といたしまして、工事請負費で250万円の追加でございますが、これは、八幡町小瀬子地内の県の急傾斜地の崩壊対策事業に伴います配水管の支障移転に係るものでございます。延長は125メートルでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。議案第119号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第120号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程38、議案第120号 平成23年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第120号を説明させていただきます。

平成23年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,284万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,045万8,000円とする。

以下、省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、4ページ、それから、事業概要のほうは10ページでございますが、事業内容のほうでは歳出が細かく書いてありますので、そちらのほうを見ていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

歳入でございますが、22年度の前年度繰越金ということで、補正額が3,284万6,000円でございます。

歳出のほうでございますが、さきに償還金のほうから説明させていただきます。平成22年度の介護給付費・地域支援事業の各負担金精算ということで1,906万6,000円でございます。概要のほうの10ページのところには、細かくそれぞれ国、県、支払基金に精算分として戻す金額を記載しておりますのでごらんいただきたいというふうに思います。

それから、一般会計繰出金ということで976万3,000円でございますが、市のほうも介護保険のほうでは12.5%相当を負担しておりますので、市のほうに対します精算金ということで、これは市のほうに戻す金額でございます。その両方の償還金と繰出金を合わせました金額から繰越金の3,284万6,000円を引いたものにつきましては、一番上の4、1、1の基金積み立てということで401万7,000円でございますけれども、これからのこともございますので、積立金のほうへ積みさせていただきますので、次年度と来年度を含めて次年度の対応にしていきたいというふうなものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第120号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第121号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程39、議案第121号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第121号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、もう1枚おめくりいただきます。済みません。

平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,298万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億558万4,000円とする。

以下は、省略させていただきます。

1枚、2枚めくっていただきまして、事項別明細書の4ページをごらんをいただきたいと思いません。

また、事業概要説明一覧表のほうでは、11ページに補正の理由につきまして説明を記載させていただいておりますので、参考にごらんをいただきたいと思えます。

歳入でございます。繰越金として今回1,298万5,000円を計上させていただきました。歳出のほうでございますけど、初めに運営費、款1ですけど、ケーブルテレビ運営費、こちらのほうでケーブルテレビ事業の整備基金というのを持っておりますが、こちらに2,287万7,000円を積立金として積み足していきたいということでございます。

それから、款2の整備費のほうですけれども、こちらは、ちょっと事業概要説明表を見ていただきますと270万円の備品購入費というのがありますが、これはノンリニア編集機の更新ということと記載をしておりますが、このノンリニア編集機といいますのは、ノンリニアというのは、簡単に言うとデジタルと、リニアというのは線という意味だそうですけれども、いわゆるデジタル型のケーブルテレビの自主放送番組を制作編集するための機器であります、平成15年に導入をいたし

まして8年ほど経過をしてきておるといふことで、ちょっと故障が頻発しておるといふことで、2台持っておるわけでありまして、そのうち1台が7月の故障で今使用できないような状況になっておりますので、大変、補正で申しわけないことでもありますけれども、年度途中になりましたが、2台必要であるという判断で、今またこれ修理をしますと、非常に高額になるというふうなことでございましたので、この際、270万円で備品購入、編集機1台を買い求めさせていただきたいという予算でございます。

それから、繰出金のほうですけど、先ほど野田議員から御質問がありました、この特別会計から負担すべき金額として1,259万2,000円の減額となります。内訳は、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、このIP音声告知放送システム整備事業の中で、端末の中のモデム機能分といたしまして、これは一般会計のほうの負担ではなくて、こちらの特別会計の負担というふうにして整理をしておりましたので、そのいわゆる端末の台数が9,300台から7,431台に減らすことができましたので、その分の減額措置に伴いまして、合計で1,259万5,000円減らせていただくということで、本年度の繰出金額は1,874万円になると、こういう計算でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。議案第121号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第122号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程40、議案第122号 平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第122号の説明をさせていただきます。

平成23年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,266万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,403万4,000円とする。

以下、省略をさせていただきます。

一番最後の4ページのほうをお願いいたします。事業概要につきましては、12ページになりますので、よろしくをお願いいたします。

介護保険と同じように、この後期高齢者医療制度につきましても、22年度の広域連合からの精算ということで、県内各市町村の療養給付費につきまして、額が確定したということで、それぞれの市町村に戻ってくるところもあったようでありまして、逆に払わないかんとところもあったようですが、郡上市の場合は、過年度収入ということで広域連合のほうから補正額2,266万7,000円が戻ってきたということでございます。

中身につきましては、歳出のほうで見ていただきますと、一般会計繰出金で同じく2,266万7,000円でございますが、療養給付費負担金で2,255万3,000円、保健事業費負担金で11万4,000円ということで精算をされましたので、それぞれよろしくをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。議案第122号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第123号から議案第125号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程41、議案第123号 財産の無償譲渡について（美並町白山地内）から、日程43、議案第125号 権利の放棄についてまでの3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号から議案第125号までの3件を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。説明につきましてはできるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 議案第123号 財産の無償譲渡について（美並町白山地内）。

次のとおり財産を無償譲渡にすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、土地、郡上市美並町白山字宮切932番地5、地積47平方メートル、地目、雑種地でございます。

2、譲渡の相手方、郡上市美並町白山717番地2、下荻安自治会 自治会長 河合清。

3、譲渡の理由、地縁団体許可に伴い、市名義となっている下荻安自治会所有の土地を当該自治会に移すため。

次のところに位置図がございます。丸の打ってある部分が当該の土地でございます。

議案第124号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）。

次のとおり財産を無償譲渡にすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、種別、土地、郡上市美並町上田字上村318番地2、36.36平方メートル、宅地。郡上市美並町上田字上村321番地、135平方メートル、畑。

郡上市美並町上田字上村343番地3、105平方メートル、畑。

郡上市美並町上田字上村343番地8、9.91平方メートル、畑。

郡上市美並町上田字上洞894番地6、2,975平方メートル、山林。

郡上市美並町上田字西之平1004番地、4,790平方メートル、山林。

郡上市美並町上田字大洞1093番地3、2万6,776平方メートル、山林。

郡上市美並町上田字赤トコ1131番地13、9万9,173平方メートル、山林。

郡上市美並町上田字赤トコ1131番地14、2万8,737平方メートル、山林。

郡上市美並町上田字山万辺1132番地51、12万4,578平方メートル、山林。

郡上市美並町上田字下野1148番地2、1,428平方メートル、原野。

合計で28万8,743.27平方メートルでございます。

2、譲渡の相手方、郡上市美並町上田248番地、下田自治会 自治会長 永井喜代治。

3、譲渡の理由、地縁団体認可に伴い、市名義となっている下田自治会所有の土地を当該自治会に移すため。

次のページに、丸が打ってございます。この箇所が各場所でございます。また、下に凡例がございますが、1から7までございますが、この番号の内容でございます。

続いて、議案第125号 権利の放棄について。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、放棄する権利、（1）権利の種類、医療法人春陽会 慈恵中央病院への出資金に対する払戻請求権。（2）権利の内容、平成4年5月1日に河合信壽氏から無償譲渡された出資金額150万円。

2、放棄する理由、医療法人春陽会 慈恵中央病院が平成19年に施行された第5次医療法改正に伴い、平成24年4月1日付をもって出資持分の定めない特定医療法人へ移行するに当たり、他の出資者6名すべてが出資金に対する払戻請求権を放棄したためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第123号から議案第125号までの3件については、議案付託表のとおり所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号から議案第125号までの3件は、議案付託表のとおり所管の総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま総務常任委員会に付託いたしました議案第123号から議案第125号までの3件につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、10月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員会に付託いたしました議案第123号から議案第125号までの3件については、12月4日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第126号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程44、議案第126号 工事請負変更契約の締結について（ケーブルテレビ情報通信機器更新工事）を議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第126号 工事請負変更契約の締結について（ケーブルテレビ情報通信機器更新工事）。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

契約金額の今回の増額が2,943万2,550円でございます。去る6月9日の6月議会においてお認めいただきました契約金額が1億3,114万5,000円ございました。

変更後の契約金額につきましては、1億6,057万7,550円でございます。

契約の相手方、岐阜市梅ヶ枝町2の31、西日本電信電話株式会社岐阜支店 支店長 池田佳隆。

工事の場所は、郡上市一円でございます。

変更の理由、通信機器及び配線工事の増によるということで、本日、議会の開会の前に、お手元にこの公情第23の22号という1枚の資料をきょうの開会のときに、ほかの資料と御一緒でしたけどお配りをさせてもらいました。お手元にありますでしょうか。

これの横になった図のほうをごらんいただきたい思います。NTT西日本とは6月8日の時点で仮契約をして、6月9日に議決とともに本契約ということで、この工事に入っていたいたわけでございます。

そこで、ケーブルテレビの更新事業の中で、NTTとしてさまざまな工事に当たっての事前の取り組みの中で、ここの左肩の一番上にありますところですが、通信線の帯域使用状況というものを調査されました。これが23年7月1日から8月2日までの間、このセンターモデムの帯域使用状況について調査をしたということでありまして、下りインターフェース23のうち18のインターフェースのピーク時の利用率が70%を超えておることがその時点で判明をしました。ここにありますように、通信回線23のうち、ピークの使用時の利用率が80%を超えておるものが10ライン、それから70%から80%未満が8ラインあったということでありまして。

そこで、NTT西日本からいわゆる協議書が8月のこの時点で出てまいりまして、70%以上の利用率の場合には、高速通信サービスのボトルネックとなるというふうな御指摘を受けたわけです。

当初、郡上市のこの情報通信の更新計画の中では、通信速度を下りを100メガ、上りを3メガというふうなものを目指しておるわけで、この容量を満たすということでの機器構成をしておったわけでございますけれども、この図にありますように、いわゆるここから出てくる通信線、そのところの調査をしてもらったときに、その容量の使用が非常に高くなっておるので、この部分については増設をされたほうが安定した速度、目標とした速度、容量の装置とすることができると、こういうふうな専門的な見解での協議書をいただいたわけでありまして。

こういうものにつきまして詳細に情報課のほうでも検討をした中で、これに対する改善対策として、左の改善という矢印の下のところでございますように、1、1通信線当たりの加入者数を平均360加入に調整していくということと、2、通信線数を23ラインから29ラインに増設をさせていただき、それから3に、分配・混合配線の 신설、調整をさせていただくと。こういうことにおいて、より安定的なこのほどの更新工事に変更をさせていただきたいと、こういうことでございます。

その左方の下に書いてありますようにインターネットの加入状況が17年4月、3,175件が23年8月、近々の状況ですが4,647件、1.46倍にふえております。また契約速度の合計が17年4月が6.70ギガビットパーセコンド、それが23年8月には14.76ということで2.2倍になってきておると、

こういうふうな状況もありますので、通信線を増とするという点については当初予定をしておりますが、必要になるというふうな情報課の検討の結果でございます。

そのことによりまして、数量の配置の内訳であります、この真ん中から右にかけての表にありますように、まず一つは、センターモデムと言いまして、この上の図であります丸が二つついた、いわゆる情報を送り出していくというふうな、例えて言いますとポンプのようなそういうふうな装置、センターモデム装置であります、それにつきましては白鳥で筐体つきのものを、その通信カード1枚内臓ということでこれを入れていくと。そして、高鷲におきましては通信カードの増設、それから通信線の増設は大和で1、白鳥で2、高鷲で2、美並で1と、合計六つ、先ほどの23を29にすると、こういうことでございます。

以上のような設計の変更を行った結果、先ほどの冒頭申し上げましたような契約金額の増額を必要としたというところでございます。

この件につきましてお認めをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明は終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 本件に関しましては、さきのたしか6月定例会で工事請負契約が議案83号ということで御提案されて、当時、その契約についても落札の関係が53.88%という大変異例といえますか、通常、郡上市においては約半額というようなことで論議をされたというか、大変これはお値打ちというか、競争の成果があったと、こういう評価がたしかあった契約案件だというふうに思いますが。

ただいま変更契約が6月から今日までの3カ月間ですか、いう間において諸条件がちょっと実際的には違って来たというか、当初、多分そういうことも想定をして契約がされたというふうに一応は理解はしとるんですけど、予測的にはできない範囲において今日的には今の、何といひますか、私は目に見えんことはなかなかうといんですが、インターネット速度のことにおいて若干不備というか、十分な能力が確保できないというようなことを指摘されて、それに対応するという点で追加契約という形で御提起されたというふうに思うんですが、それは、当初のいわゆる計画の段階においては予測ができなかったという事情がやっぱりそこに含まれておるといふので、事務局では理解をされて今回妥当性を認めて提案されたと、こういう理解はしとるんですが、その辺の事情を、大変短期間のうちにそういうことが提起されたということについては、いささか議会としても、もう少し早く対応できなかったのかと、53.88%も非常に結構だが、追加という形で出て来たということについては、いささかこれはちょっと、余り難しい言葉で言うてはいけませんが、違和感があるんじゃないだろうかという点で御質問しますので、わかる範囲でお答えいただきたいというふう

に思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） まことに御指摘のとおりというふうにして受けとめておりますけれども、冒頭的设计段階では、当初からかかわっていただいておりますフジクラあるいは現在で言いますとエフネッツ、それから今の今回契約の落札されましたNTTということで、どれも極めて日本の中でもトップクラスのそういうふうなことでありますが、いわゆる設計に当たって、1社に偏ってはそれはなかなか、その1社との後ほどの運営に当たっても、そこにいわゆる癒着的な構造が起きてはいけないということがございまして、情報課の中では、これは振り返ってみますと、いわゆる設計業務というのを外に、設計のそういう業者に委託するという方法もあったかと思っておりますけれども、情報課の中では4社からそういうさまざまな情報を求めて設計していくと。

それから、今回、先ほど申し上げておりました機械の中に、一番いわば重要な機械ということになりますけれども、センターモデムという機械を導入しますけれども、そういうものの世界的なメーカーでありますシスコという会社、その日本の販売店、そこも機密ないわゆる協議といえますか、そういうふうな御相談もしながら、独自に設計をしてきておることが一つあります。

そういうことの中で、それでは通信線の容量調査をしなかったということがやっぱりそれは欠けておったんだというふうに思います。NTTがこのことを、事業をとられてやっていただく段階になって、ここがそれだけの調査をされて、それだけの非常に綿密な調査結果のデータが市役所には届けられておるわけですが、極めて専門的なそういう報告書をいただいたと。それが相手方がNTTでありますし、それからこれも、もう一点は情報課にいわゆる他社においてのそのことについての点検といえますか、確認という作業もそのことも指示しまして、していただきまして、これは今後のこうしたいわゆる通信線の増設が必要であるというふうな判断に情報課としてはなったということですので、その点はやはり、そこまでの調査を前もってはできなかった点が今回の変更させていただく大きな原因だというふうに思っております。

しかしながら、そのことにつきましては情報課の中で相当な情報を集め、緻密に一つ一つのものを積み上げてこれをつくってくれておりましたので、我々としてはこのことでいけると、こういうふうに判断しておったわけですが、今回の変更を見たということにつきましては、大変申しわけないというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。そのほか、質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 前回53%と非常に低かったと。そしたら再度調査して実施にかかってこういう不都合というか問題点があったと。少し引き上げて、そして設計金額の前と同じ入札の落札率で

受けるというようなことになったということで、一たん聞くと安く受けといて、後でもうちょっと、こんなもんでなくて引き上げるということは時々聞くことやもんで、それではいかんというふうに私は思っております。

そうではなしに、こういう本当ならもうこういう大きいところやから、郡上なんていうのはどっちかというとならにとっては小さな事業体ではないかというふうに思うんですが、その場合にこういうモデム等が恐らくある程度いっぱいになつるところがあるやろうでというようなことを予測して、最初からやるんじゃないかと思ったんですけど、どうもそうでなしに、受けてからこういう調査をしたということなんで、今回の場合は、僕らもわからない、担当者の方でもいろいろ調べてそれなりの努力をされたということですので、仕方がなかったということに思います。それで約3,000万円ほどの差が出たわけですね。3,000万円というのは向こうの言う設計価格の差ですが、請負金額、実際は積算価格は5,500万円ほどになりますか。それが請負金額で53%何がしを掛けると3,000万円弱というやつになったわけですね。3,000万円の中身については僕らあんまり知らんもんで、やっぱりある程度チェックしていく必要があるというふうに私は思うんです。これで見ると、通信線が6本ふえとるんですね。それぞれこう見ますと。それからセンターモデムというのが1つです。それから通信カードが1とか、分配・混合配線が6ですかあるので、参考までに例えば通信線、これは6本が同じ価格かどうかはわかりませんが、通信線を6本で幾らぐらいのものなのかと。その他のやつについても新しく追加するものは単価といいますか、この程度ということをちょっと知っておきたいと思うもんで、わかったら提示をしていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 前もって、いわゆる落札してから中身なく上げたのではなくて、全部の積算がありまして、それを積み上げた結果がこちらとして設計をし直して、そしてそれをさらに部品一つ一つのいわゆる値引き率というのがありますので、そういうものを出して、そしてトータルのもので落札率をまた掛けまして、それでもって契約していくという姿勢であります。

したがいまして、先ほど言われた6月の非常に低率の入札の結果が、今回の契約にも反映をしておるという部分がありますので、御承知おきをいただきたいと思います。

詳細手元にありますけど、きょう情報課長が同席をしております。少し先ほどの専門的なことの見解も含めて、ちょっと説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 遠藤情報課長。

○市長公室長情報課長（遠藤正史君） 情報課長の遠藤です。よろしく願いします。

今回私たちが、先ほど金子議員から御質問がありましたそこがわからなかったという点について少しだけ補足をさせていただきますと、まず自分たちのほうでは、この通信の機械につきまして、インターネットに出ていくほうの上位回線の使用状況、そして、八幡を中心に各地域のほうにまた

中継基地のようなものがあるんですけども、そこに対する通信の帯域の使用状況については日常的に把握をしております。そういったものにつきましては、高速通信をした場合に十分な能力があるというふうに判断をしておりましたので、その地域のほうから来る通信量のボリュームがそれほど圧迫してくるという状況ではありませんでしたので、それから先の地域の中継から各家庭に向かっている部分については、まず十分あるだろうなというふうに判断をしておりました。

また、今回は機器が8年以上たつもんですからかえていくという考え方でやっておりますので、そうなりますと、使えるものは使いたいという思いが強くなりまして、今の分配・混合の部分につきましては同軸線であったり、分配するための機械ですので、通常の部分ですと20年以上はそのまま使えるという要素になっております。ですから使えるものは見直しをしないという頭も少しありまして、そこら辺が見過ごす結果になってしまったというふうに反省をしております。

また、野田議員のほうから質問がございました、どういった構成ですかということにつきましては、ハードウェアの部分の定価になってまいりますけれども、そういったセンターモデムの装置であったり、通信カードの部分でございまして、そういったものでざっくりと、定価ベースになりますけれども2,500万円程度になります。

また、分配・混合配線の部分ですけれども、こちらのほうが六つあるのというお話で、1本幾らぐらいというお話になろうかと思っておりますけれども、雑駁ですけれども、総額で大体600万円弱の材料費になっております。ただこちらのほうは、全くの材料費になってまいりますので、そういうのを組み込んでいく必要がありますので、そういった労務費であったり、また全体、今回の事業は今現状動いているネットワークを生かしたまま新しいものにつなぎかえるということになりますので、さらにそこら辺の技術的なものは困難になってくる要素がありますので、そういった労務費の部分であったり、企業のほうの管理費ですね、そういったものが積み重なった経費となって、先ほどの差額の部分になってきておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第126号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第127号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程45、議案第127号 工事委託協定の締結について（特環 美並中央クリーンセンター機械・電気設備工事委託業務）を議題といたします。

説明を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第127号 工事委託協定の締結について（特環 美並中央クリーンセンター機械・電気設備工事委託業務）。

次のとおり工事委託協定を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1. 委託協定の目的 特環 美並中央クリーンセンター機械・電気設備工事委託業務。
2. 委託協定の方法 随意契約による。
3. 委託協定金額 2億5,230万円、税込みでございます。
4. 委託協定の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水事業団 理事長 曾小川久貴。
5. 委託工事の場所 郡上市美並町白山地内。
6. 委託工事の概要 水処理施設 機械設備工事一式、水処理施設 電気設備工事一式でございます。

1枚おめくりをいただきまして、資料1をごらんをいただきたいと思います。

今回の委託業務の概要でございます。議案にもありましたとおりでございますが、重なる部分がございますけれども説明をさせていただきます。

協定の概要といたしまして、委託工事名が特環 美並中央クリーンセンター機械・電気設備工事委託業務でございます。

委託工事場所は岐阜県郡上市美並町白山字新羽根でございます。工期につきましては、本協定議決日から平成25年3月29日といたしております。この件につきましては、当初予算時にこの機械・電気設備工事につきましての債務負担行為の議決をいただいております。

委託協定の相手方でございますが、日本下水道事業団、住所が東京都新宿区四谷三丁目3番1号、代表者 理事長 曾小川久貴。協定金額は2億5,230万円。括弧内が2億4,028万5,715円、税抜きでございます。

建設工事の委託対象及びその内容でございます。建設工事の対象といたしましては終末処理場でございます。施設の名称が特定環境保全公共下水道（美並中央処理区）美並中央クリーンセンターでございます。位置は同じでございますので省略をさせていただきます。

排除方式につきましては分流式、処理方式はオキシデーショondiッチ法ということで、これは増設でございますので、従来と同じ方法でございます。処理能力でございますが、日最大1,960立米／日でございます。

これは全体計画でございます、このうち既設が955立米／日でございますので、今回、ここに括弧書きでございます1,005立米／日を実施するというものでございます。

建設工事の内容でございますが、機械設備工事といたしまして反応タンク設備、最終沈殿池設備、消毒設備でございます。また、電気設備工事といたしまして水処理運転操作設備、水処理計装設備、水処理監視制御設備でございます、いずれも増設ということになります。

もう1枚はねていただきますと資料の2で施設の位置図を示しております。美並町の郡南中学校がございまして、そちらの長良川のほうということでございます。

もう1枚はねていただきますと資料3で、当該施設内におけます今回の機械設備・電気設備工事の箇所を色づけで示しております。この部分について、既に半分につきましては設置をいたして稼働いたしておりますので、残りの半分の増設を行うということでございますのでお願いいたします。

なお、今回の随意契約の下水道事業団でございますけれども、こちらにつきましては、合併後につきましても八幡町の都市環境センターのほうでも17、18にこちらのほうの委託協定によりまして事業を実施させていただきましても、御案内のとおりでございますが、下水道の処理場につきましては、それぞれの設備がシステムとして結びついて稼働いたしますプラントシステムというようなことで、非常に多種の専門的かつ複雑な技術を有するものでございます。

この地方公共団体が自力で建設いたしますには、我々のような小さな市ですとなかなか設計または工事の監督監理について、そういう技術職員が必要でございます、土木、建築、機械、電気等の、また水質といったような各分野の専門的な技術員が必要でございます。ということから、なかなか職員の確保が困難ということでございます。

こうした背景の中で、この下水道事業団につきましては、下水道事業を行う場合、こうした市町村の技術者が不足しているようなところを支援するということを目的といたしまして地方公共団体の市町などにより設立された組織でございます。平成23年度で設立以来39年が経過をいたしまして、受託した実績につきましても数多くございますし、合併前の旧町村におきましても数多くの利用をさせていただくというようなことでございます。そうしたことから今回、下水道事業団との協定によりこの建設工事を進めることが適当と認めまして、今回仮協定を締結したものでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま説明ありましたように特環の公共下水道事業ということの分野において、下団との間における委託契約ということで、比較的こういうケースは今般のこの合併後の下水道、いわゆる農集も含めた範囲の中ではこのようなケースは今までは見られなかったというふうに私は思っておりますが、先ほど申し上げられました八幡における公共下水については、当初言われましたように下団との間において委託契約を結んでいわゆる監理等々について、先ほど言われましたように専門的な処置については、当初の段階でございましたので不なれな点もございましたが、そういうことでやってきたという経緯はもちろん承知をしております。

それで、今回、増設について契約を下団との間に締結をすると。いわゆる当初からの話ではないですよ。事業当初については市において発注工事をしながら維持管理をやっていくという、そこまで来た。今日の段階において残り半分ぐらいの増設については、ただいまおっしゃったような必要の理由が生じて、専門的な知識、職員的な援助いろいろなことを含められて判断されたということについては、随意契約という話が今ございましたから、特段に今、岐阜市の問題ではございませんが、随意契約がちょっと事務当局が言ってみれば恒常化してるんじゃないかという、これは新聞報道でございますから、御指摘がいろいろあるような昨今でございますから。そういう点においては、工事当初においては自前で発注工事をしてやってきた。そして今後においては増築部分については下団との間に委託契約が必要になったという、その必然性がいささか整合性においてちょっと説明不十分なような感じもしますが。

それと、農集を含めて言えばこういう下水道事業たくさんありますよね。数が多過ぎるからとてもこれ以上はとても大変やという認識なのか、これからまた相生地区でもそういう事業が展開されてきますから、それも含めて下団との間に例えばよ、必要になってくるというような事情があるのかどうかということが、やっぱりこれはちょっと危惧をします。その辺の事業説明についてはもう少し丁寧な説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 御指摘のことにつきまして、少し説明不足がございましたのでおわびを申し上げます。

まず、この美並の中央クリーンセンターでございますが、当初につきましては、岐阜県の建設技術研究センター、これは県が中心になりまして組織をしております財団法人でございますけれども、こちらのほうで当初は建設をいたしております。

それから、合併後につきましては、こうした公共、特環につきましては、農集につきましては浄化槽の大きいものというような位置づけでございますので、ちょっとプラントシステムとはちょっと違いますものですから、公共、特環の施設について御紹介を申し上げますと、合併後につきまし

ては、先ほど申しましたように17年、18年に八幡町の都市環境センターについて、こちらも増設でございますけれども、実施をいたしておりますが、このときも下水道事業団のほうで実施をさせておっていただくということでございますし、合併前の状況でございますが、合併前の状況につきましてはただいま申しました美並の中央クリーンセンターが建設研究センターでございました。それから高鷲の西洞の浄化センターが岐阜県の建設研究センターで、代行のような事業になりますが、ということで事業を実施させておっていただきます。

今回、この美並のクリーンセンターを、最初の工事は県の建設研究センターで実施をしながら今回なぜ下水道事業団になったかということでございますけれども、これにつきましては、美並のこの施設につきましては、平成11年ごろに事業を実施いたしております。その当時、県の研究センターのほうが非常に公共、特環の下水道事業でございますが、比較的ピークの時期にございまして、県のほうからもかなりの派遣の職員が出ておりまして、そういう体制をひいて県内の市町村の支援体制をとられておったというふうなことでございますけれども、御存じのとおり外郭団体の整理というようなことがございました関係で、20年度末でございますが、の状況で、特にここで県の派遣職員の縮小を県がされまして、20年度の末で約22名みえたのが14名になったというようなことでございます。

現在も建設研究センターにつきましては、西濃地区の市町村で一部処理場の対応をしとる部分がございますが、メインは管路についての設計業務というようなことで動かれておるというようなことから、今回、郡上市につきましては、実績もあって信頼も高い下水道事業団と契約をさせていただいたということでございます。

基本的には、この処理場の施設につきましては、プラントシステムでございますのでいろんなノウハウを必要とするということから、こうした事業団なり研究センターで従来から予定をさせていただきますけれども、管路につきましては、通常のコンサルの設計によって自前で発注をしておるということでございますし、農集につきましても、こちらがプラントでございませぬので、自前で発注をし、検査まで実施をしとるということでございます。

この下団につきましては、今回の業務は協定でございますので下団のほうに、県代行のような形になるわけでございますけれども、下団のほうで発注をされまして入札をされて、建設工事をされ、なおかつ検査まで実施をいただいて、運用できる形で市に引き継いでいただくというような建設工場の業務委託ということでございますので、従来の既設の施設がございます、そうしたものの連携もとりながら、今回一部、先ほど説明のときには詳細には申しませんでしたけれども、今回の処理能力でございますが、資料の1にございますように1,960立米のうち今回1,005立米ということで、50立米ほど大きいわけでございますが、現在は増設の処理場建築の場合には高度処理をしないと補助採択がおりんということでございますので、この50立米分が高度処理の対応をこの施設については

する業務が入ってきてるといふようなことでございますので、そうしたことから、なかなか市独自では対応はできんといふようなことで、下水道事業団で市としての合併前からの実績もございまして、こちらのほうでお願いをしたいといふようなことでございまして、御理解をいただきますようによろしく申し上げます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 御説明をお聞きしました。要するに県の行革と申しますか機構改革と申しますか、そういう点の余波があって、通常、今まで例えば高鷲の例の西洞のものとか、あるいは今おっしゃるように美並の当初の工事については県の財団の研究センターですか、そちらが技術指導をするという形で、設計ないしは工事請負契約等々についても、それなりに援助をしてくれたといふように今聞こえたわけなんですけど、それで今後、下団との間の工事についてはあくまでも既設について、既に発注され工事が運転してる部分については当然のことだと思いますけど、切り離された契約になるというふうに思うんですよね。新しく増設する部分については委託契約の範疇には入るけども、過去の施設のものについては知らないよと、そういうふうには私は理解するんです。契約書見てませんけど。

そういう継ぎはぎの契約でもって万全遺憾のない全体の施設としての能力を維持管理するにはこれは、利用するのはこれは市でありますからね。その点のそごというものは決して生じることはないという確信がなければ、継ぎはぎ契約で内容契約を変えていくということは、私は重要な日常生活にとって生活必需品なようなものでございますから、そごがあつてはいけないという思いは私はするわけでございますが、その辺についての将来的な不安というものは契約条項上あるいは既設の部分の県の財団との間の契約の流れとそごがあるような形にならないかどうかということ。

それからもう一つ大事な側面は、下団が仲介するから、非常に大きな全国的な組織ですから技術上からいっても資本能力からいっても担保能力からいっても、遺憾がないよという今お話でございしますが、これは、よくこれは問題になっておるケースだといふふうに思いますよ、これ全体的に言う。いわゆる下団を通して地方自治体の契約当事者能力というものが委託によって渡るわけですから、いわゆる下団が発注工事を契約して、その結果を地方自治体に報告するという形になるわけですよ。直接契約の責任は市としては手を離れるという、そういう形になるというふうには思いますから、その辺のいわゆる施設の利用者側としての市の見解なり主張というものが、下団のいわゆる契約条項を実施するという範疇の中で監査も届かないといふような、例えばですよ、市の監査は届かないといふような形になると、そういう点においては、私ども施設をチェックする側からするといささかの心配を持つわけではありますが、そういうことも絡んで、今ちょっといろいろな点を

申し上げましたが、契約条項上、既設のものとのつなぎというものが間違いなくいけるのか。発注工事、契約的ないわゆる入札の結果についても、今までと変わらないような自主的な状態というものは担保されとるのかということについては、ちょっと確認の意味で御質問させていただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） まず、既設のもの増設したものの連携とそれから不ぐあいがあった場合の責任ということでありますけれども、既存の施設につきましては、現在稼働して動いておりますもんですから、その状況ということでございますし、躯体につきましては新たに増設を先ほど既設内の箇所図でございいただいたとおり全く増設をされます。比較的連携になる部分というのは、建屋の中の機械室の中に制御系のもが入ってまいります。ただそれも従来のもはもう既に動いておりますもんですから、そこに新たに増設されたものについて機能的に加えていくということになりますので、今回の工事によって従来のもが不ぐあいが出たという場合には、当然のことながら、先ほど申しましたように、今回の工事の検査までは業務委託でございますので下団のほうに責任を持ってさせると。それから、協定でございますので、市が今度引き受けます。その段階で、要は運用できる形で引き受けますもんですから、その辺の不ぐあいがある場合には当然のことながら、今回の契約の中で原因を追求するということでございますので、お願いいたします。

それから、契約の関係になりますが、下団につきましては、御存じのとおりでございますが、下水道事業団法によりまして、もともとは国が下水道政策を進めていくために、技術的に不足しとるということから、当時の建設省でございますが、音頭をとって設立されたものということでございますけれども、特殊法人の整理合理化というような中で平成15年に地方共同法人といった今、地方公共団体、県も含めてですけれども、地方公共団体で構成をしとるというような組織でございます。事業団法の中にも、要は地方公共団体とみなすというような規定がございますもんですから、その辺は当然県や市町村と同じような入札の公平性やら適法性ですか、そういったことは求められておりますので、下団につきましては現在一般競争入札を原則として実施されとるということでございますので、その辺の契約手続につきましては、県・市町村と同等の対応をされるというふうに理解をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） これ、市長にその辺は確認的なことでお尋ねして、確認をさせていただきたいんですが、御承知のとおりこういう施設ですよね、農集にしろ特環にしろ公共にしろ、そういう生活密着型の事業については、すべからく基本的な単位自治体が計画を立て、地域のニーズにこたえていくという趣旨で進めていくというのが基本だというふうに私は思っております。

しかしながら当初の段階においては、そういう大規模な施設運営については、万が一のことがあったら、これはとてもじゃないけど地方自治体だけでは負いきれないというようなそういう状況を勘案する場合には、上級のそういう下水道事業団という半ば公共ということを言われましたが、そういうものを活用していくようになると。これはある部分では当然ということを考えられるというふうに思います。

しかしながら規模において、一地域限定型の施設だとか、いわゆる農集あたりでも結構大きなものありますからね、方式が違うということをおっしゃいましたが、まずは単純方式でやる場合と、要するにオキシデーションディッチ方式ですか、こういう方式の場合と、例えばちょっと複雑になってくるといふようなことがあるかもしれませんが、そういう状況はあるにしても、今後、こうした施設あるいは統合して考えた場合の施設の規模、例えば大きく管理しようという統合させて、いう場合においては、とても市のレベルではとても間尺が合わんという事態が来たときには、再びそういう下団とのそういう契約を結びながら、もう少し今のような美並の施設のようなことで、途中であっても下団との間で契約を締結して維持していくのかどうかというような方向性が、これを一つのモデルにしなが、いわゆる郡上市の農業集落排水事業を含む下水道事業については、下団というそういう大きな組織に依拠するというようなお考えというのが基本的にあって、今回こうしてモデルケースとして取り組むという、端緒を開くという意味においての例えば今回の下団契約なのかどうかということをちょっと確認をさせていただきたい。

ということは、先ほどちょっと申し上げましたように、契約条項等と、いわゆる入札等々は下団サイドでこれは発注工事をやるわけですよ。我々とは切り離された形で進んでいくんですよ。そういう形というのは果たして自主自立の地方自治体としては将来的に波及させていくという考え方が、いいのかどうかという点についてちょっと私は議論があるような気がしますので、そういう点について基本的なお考えがあれば、この際ちょっとお聞きをしておきたいなという。市長、専門がおりゃ専門家の答弁でも結構ですけど。私は初めてこういう形で、公共下水についてはちょっとこれは別という考え方で今考えておりますが、いわゆる集落排水事業の大きなもの、あるいは地域のそういう下水道事業について下団との間に契約を結ばれるということについては、ちょっとユニークじゃなかろうかという、その点があるもので、これは契約担当の副市長のほうかもしれませんが、ちょっとその辺が、仕分けがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 大まかな部分については今ほど担当部長が述べさせていただきましたが、要は、プラントを建設するに当たって、いわゆる通常の設計以上の能力あるいは多岐にわたるものについては、そういった専門のところへお願いするといったことをございまして、これまでも今ほどお話がございましたように、その多くは下団によってなされてきたと。もちろん、市町村によっ

ては農集の部分についても下団にお願いしたような市町村も合併前にあってはあったと思ってます。

今回の場合は、特に最初にやった事業団体と今回かわるといふことの危惧も出ておったわけでございますけれども、当然に前回の工事のものについては完成を見たものを郡上市が受け取って、今現在運用しとると。そこを増嵩して処理能力を高めようといふことでございますので、そのことについての整合性というものはとられると。当然これ責任を持ってなされるわけでございますので、そういったことの心配はないだろうと思ってます。

そして、今ほどお話がございましたように、これはあくまで協定を結びまして委託をするわけですから、当然我々はその動きについてもチェックをいたしますし、見ながらやっていると。ただ、全面的な委託契約でございますので、このプラントについての建設については向こうの主導のもとでやられますけれども、今ほどお話がございましたように勝手に向こうのほうでやられ云々といふことで、チェックもできなければ見ることもできないということはないと。あくまでも市としての事業主体は我々でございますので、その辺を見ながら一緒に進めていくという形を取りますので、今回のことも新たないわゆる形をとるのではないということだけは、これをもってすべてのことをこれから下団にお願いするといふわけじゃないと。あくまでできることはそのような形でやりますし、お願いする部分はその能力を使わさせていただきたいということをもって、今回の場合は下水道事業団の随意契約という形でとらせていただくことにしました。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） やはり、今のような疑問といふか感じておりましたもんで参考までに、この委託協定金額の決定について、こちらである程度設定価格を設定しといふ話し合っただけで済み寄ったとか、その辺のことわかりますでしょうか。金額についてお尋ねをします。

○議長（池田喜八郎君） 木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） お答えいたします。

これにつきましては設計による金額で協定を結んだといふものでございまして、今後、入札等を実施をされて、それから、先ほど御説明いたしました協定の期間がございまして、平成25年3月29日までといふ協定期間がございまして、特段何もない限りはこの範囲の中で下団のほうからこの範囲内の工期で発注をされます。そうした中で、特段当初と変更がなければ、入札金額をもとにまた変更契約になるというような性質のものでございまして、設計による金額で協定をさせておっていただくといふことでございまして、中身につきましては、先ほども少し触れましたが来年度分の、2カ年の継続事業でございまして、債務負担行為の議決をしていただいた金額の範囲内での協定でございましてお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) その設計金額というのは向こうが提示した金額ということですか。下水道事業団の。

○議長(池田喜八郎君) 木下環境水道部長。

○環境水道部長(木下好弘君) 設計による金額ということでございます。積み上げた金額でございます。

○議長(池田喜八郎君) よろしいですか。それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。議案第127号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は3時を予定いたします。

(午後 2時44分)

○議長(池田喜八郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時59分)

◎報告第15号から報告第20号までについて(報告)

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。日程46、報告第15号 財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程51、報告第20号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、報告第15号から報告第20号までの6件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。

蓑島商工観光部長。

○商工観光部長(蓑島由実君) それでは、ただいま一括議題とされましたこれらの6件の報告議案でございますが、地方自治法の規定によりまして、地方自治体が資本金、基本金等を50%以上出資しているそうした法人に関しまして、経営状況を議会に報告するものでございます。

なお、皆様のお手元にこうした1枚の平成22年度第三セクター経営状況の報告という一覧表の資料をおつけしておりますので、あわせてごらんください。

報告第15号 財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告します。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

公社からは決算報告書と事業実績報告書が出てきております。概要のみ申し上げさせていただきます。

この会社は、資本金が2,570万円であり、郡上市の出資分は2,000万円、率にして77.8%でございます。八幡市内の五つの施設の指定管理とそして駐車場の委託管理等を行っておりまして、平成18年度から指定管理契約をやっておりますが、22年度の指定管理料はゼロ円でございます。

22年度の決算ですが、総収入額が2億6,300万2,000円であり、総支出額は2億6,672万7,000円で、当期損益は372万5,000円のマイナス決算でございます。正味財産の当期末残高は9,562万6,000円ということでございます。

先ほどの損益372万5,000円のマイナスではございますが、支出の中には、指定管理契約の約定に従いまして、郡上八幡城の収益の中から市へ寄付金700万円が支出をされておるところでございます。

公社の経営状況については以上でございます。

報告第16号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。御無礼ですが、以下朗読を省略させていただきます。

会社のほうからは営業報告書、決算報告書が出てきております。

この会社は、昭和63年に設立されまして、地域振興のいろいろな施設の管理経営を行いながら、開発型インターぎふ大和インターの建設負担金の償還を担っているところでございます。

資本金が3億435万円でありまして、郡上市の出資分は2億9,305万円、率にして96.3%を占めております。

大和市内のフィールドミュージアムの3施設あるいはやまと温泉それから道の駅、そして、ぎふ大和パーキングエリアのサービス施設の指定管理を受託しておりますし、また、22年度には旬彩館やまとの朝市の指定管理も受けているところでございます。指定管理料は道の駅くつろぎ広場が587万円、旬彩館やまとの朝市が68万円でありまして、それ以外は指定管理料ゼロ円でございます。

平成22年度の決算状況ですが、総収入額が6億642万5,000円、そして総支出額が6億1,934万1,000円でございます。当期損益が1,291万6,000円のマイナスでございます。赤字決算でございます。

ただしこの支出の中には日本高速道路保有債務返済機構への償還金と郡上市への償還金合わせま

して2,312万999円の償還が含まれているところでございます。

純資産の当期末残高は2億7,078万2,000円でございます。

大和総合開発の経営状況の報告は以上でございます。

次に、報告第17号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告についてでございます。

会社のほうからは営業報告書、決算報告書が出されております。

この会社は、白鳥町石徹白の交流促進センターカルヴィライとしろと、それから石徹白ふるさと館、ふるさとの森の三つの施設の指定管理を行いながら、石徹白地区の交流と地域振興に取り組んでいるところでございます。

平成8年の設立でございまして、資本金は2,005万円、このうち郡上市の出資分は1,005万円で、率にして50.1%でございます。

18年度から指定管理となっておりますが、指定管理料はゼロ円であります。

平成22年度の決算ですが、総収入額が2,552万4,000円、そして総支出額が2,512万6,000円でありまして、39万7,812円の黒字決算でございました。

資本の当期末残高は1,701万9,000円となっております。

伊野原の郷の経営状況報告は以上でございます。

次に、報告第18号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告でございます。

会社からは営業報告書と決算報告書が出されております。

この会社は、白鳥町前谷の通称ハートピア四季という宿泊施設の受託管理そして阿弥陀ヶ滝の滝茶屋売店の経営等を行いながら、前谷地区の交流の促進、地域活性化に取り組んでいるところでございます。

会社の設立が平成4年でありまして、資本金が1,000万円、このうち郡上市の出資分は850万円でございまして、率にして85%でございます。

平成18年度から市の指定管理契約を結んでおりますが、指定管理料はゼロ円でございます。

平成22年度決算では、当期総収入額が2,068万1,000円、そして総支出額が2,310万3,000円でありまして、当期純損失が242万1,779円のマイナス、赤字決算でございます。

純資産の当期末残高は107万645円でございます。

阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告は以上でございます。

次に、報告第19号 株式会社イーグルの経営状況の報告でございます。

会社からは営業報告書、決算報告書が出されております。

この会社は、高鷲インターチェンジの設置に係る建設費の借り入れの償還を負うところでございます。

平成3年に設立をされまして、資本金総額8,150万円、うち郡上市の出資分は4,155万円、率にし

て51%であります。

NTT資金の借り入れ、総額5億5,986万円、これを平成10年から平成30年度までにかけて償還をすることになっておりまして、この22年度には3,732万4,000円が償還されまして、22年度末の未償還残高は2億5,225万4,000円ということをございまして、30年度まであと8回、会計年度の償還が残っております。

なお、このイーグルの税法上の業務というのは、資金返済の取り次ぎと集金の業務というようなことをございまして、償還金の動きについては、勘定元帳のほうには記載をされておりますけど、仮受仮払いということで相殺をされているために、貸借対照表にはこの動きは出てまいりません。したがって、損益計算書のほうに事務費等の一般管理費の費用だけが上がっております。これらの年間の必要経費を預金利子その他の収入で賄いまして、決算が3,227円の余剰金ということをございます。

純資産の当期末残高は5,311万5,351円でございます。

イーグルの経営状況の報告は以上でございます。

最後に、報告第20号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてでございます。

会社からは業務報告書、決算報告書が出ております。

この会社は、地域振興のために東海北陸道美並地内の瓢ヶ岳パーキングエリアにおいて、施設を開設し、管理経営を行っているところでございます。

平成11年の会社設立であり、資本金が7,000万円、うち郡上市の出資金は3,775万円、率にして53.9%でございます。

平成22年度の総収入額は1億3,613万2,000円で、総支出額は1億2,766万9,000円をございまして、当期余剰金が846万3,000円という黒字決算でございます。

純資産の当期末残高は1億95万8,000円でございます。

先ほど申しましたように余剰金が生じておりまして、株主配当が5%行われております。合計で350万円が株主に支払われておりまして、郡上市へも188万7,500円が入金されているところでございます。また、積立金100万円も積み立てられているところでございます。

以上、株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告でございました。

概要のみで御無礼いたします。

○議長（池田喜八郎君） 以上報告がありました。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認めます。

それでは、以上で報告第15号から報告第20号までの報告を終わります。

◎報告第21号について（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程52、報告第21号 平成22年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 報告第21号 平成22年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して次のとおり報告します。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、健全化判断比率、項目を読みます。①実質赤字比率と②連結実質赤字比率はございません。

③実質公債費比率21.1%、④将来負担比率132.1%でございます。

2、資金不足比率、会計名、水道事業会計、病院事業等会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、宅地開発特別会計において、平成22年度の資金不足はございません。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 以上報告がありました。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認めます。

それでは、以上で報告第21号の報告を終わります。

◎報告第22号について（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程53、報告第22号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 報告第22号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成23年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第4号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年8月10日。

1、損害賠償による和解の内容、平成23年7月4日午前9時10分ごろ、郡上市大和町島地内において、借楽園送迎車両が後退する際、相手方家屋に接触した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、32万2,220円でございます。

専決第5号の専決処分書で、以下は一緒でございます。

平成23年8月29日。

1、損害賠償による和解の内容、平成23年7月4日午後6時ごろ、郡上市白鳥町為真1060番地1、市営つつじヶ丘住宅駐車場敷地において、相手方車両が敷地内の電気マンホール上を通過した際、マンホールふたが傾き車両底部を破損させた。市は、示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、9万4,573円でございます。

専決第6号、専決処分書は同じでございます。

平成23年9月1日。

1、損害賠償による和解の内容、平成23年7月21日午後2時30分ごろ、郡上市大和町牧地内、古今伝授の里フィールドミュージアム駐車場において、駐車中の相手方車両に植栽の枯れ枝が折れて落下し、損傷させた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、16万1,571円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、この報告について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、以上で報告第22号を終わります。

◎議報告第5号について

○議長（池田喜八郎君） 日程54、議報告第5号 諸般の報告について。

議員派遣等の報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいたごき、報告にかえます。

◎議報告第6号について

○議長（池田喜八郎君） 日程55、議報告第6号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員により別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

9月1日までに受領しました陳情、要望はお手元に配付しましたので、各文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。長時間にわたり慎重に御審議をいただきありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時20分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田喜八郎

郡上市議会議員 渡辺友三

郡上市議会議員 清水敏夫